



埼玉県報

第 2 2 7 1 号
平成 23 年 3 月 18 日
金 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県寄附募集に関する条例を廃止する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県寄附募集に関する条例を廃止する条例\(市町村課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の修学部分休業に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の修学部分休業に関する条例\(人事課\)](#)
- [職員の自己啓発等休業に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の自己啓発等休業に関する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県税条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県グローバル人材育成基金条例のあらまし\(国際課\)](#)
- [埼玉県グローバル人材育成基金条例\(国際課\)](#)
- [埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(男女共同参画課\)](#)
- [埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例\(男女共同参画課\)](#)
- [埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例のあらまし\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例あらまし\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県自然環境保全条例の一部を改正する条例あらまし\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県自然環境保全条例の一部を改正する条例\(自然環境課\)](#)
- [ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例のあらまし\(みどり再生課\)](#)
- [ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例\(みどり再生課\)](#)
- [埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例\(障害者福祉推進課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例\(健康づくり支援課\)](#)
- [埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例\(疾病対策課\)](#)

- [埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例のあらまし\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部を改正する条例のあらまし\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部を改正する条例\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例\(就業支援課\)](#)
- [埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計条例のあらまし\(農業支援課\)](#)
- [埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計条例\(農業支援課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例のあらまし\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例のあらまし\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)
- [埼玉県暴力団排除条例のあらまし\(捜査第四課\)](#)
- [埼玉県暴力団排除条例\(捜査第四課\)](#)

規則

- [知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(情報企画課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)
- [埼玉県寄附募集に関する条例施行規則を廃止する規則\(市町村課\)](#)
- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則\(福祉政策課\)](#)
- [障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [調理師製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [調理師法施行細則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)

- [学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の給料の半減に関する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県立スポーツ研修センター管理規則を廃止する規則\(スポーツ振興課\)](#)
- [規則の分類に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料の半減に関する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [地域手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [通勤手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の修学部分休業に関する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の自己啓発等休業に関する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [昭和54年埼玉県告示第589号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [昭和54年埼玉県告示第590号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [昭和52年埼玉県告示第1342号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [平成18年埼玉県告示第573号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定\(産業支援課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定\(産業拠点整備課\)](#)
- [安戸・田宮土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [公募による抽選の方法による保留地処分の公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [富士見都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道上尾蓮田線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上尾蓮田線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道川越日高線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越日高線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道鯨井狭山線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道鯨井狭山線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道葛飾吉川松伏線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道三郷幸手自転車道線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道三郷幸手自転車道線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道三郷幸手自転車道線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)

- [県道三郷幸手自転車道線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部久喜線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道六万部久喜停車場線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県指定有形文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定無形民俗文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定無形文化財の保持団体の追加認定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の名称を改めること\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定解除\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定無形文化財の保持者の認定解除\(生涯学習文化財課\)](#)
- [選挙管理委員会の開催\(選挙管理委員会\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二号)

(財政課)

一 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び農業物件定量分析手数料の額の改定等をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う手数料の新設

(例) 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料 三万三千元

イ 農業物件定量分析手数料の改定

(例) 重金属類の分析(一試料の一分分につき)

(現行) 四千七百元 (改正後) 四千九百元

ウ 調理師試験手数料を指定試験機関の収入とするための規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

(一) アの手数料は証紙による収入の方法により徴収

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を第二十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 別表保健医療部の項第百三十 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第二項に規定する指定試験機関

別表環境部の項中第五十二号を第五十六号とし、第二十九号から第五十一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十八号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同号を同項第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

<p>三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査</p>	<p>熱回収産 業廃棄物 処理施設 設置者認定申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>
<p>三十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条の三の三</p>	<p>熱回収産 業廃棄物 処理施設 設置者認定</p>	<p>二万円</p>

二項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	定更新申請手数料	
----------------------------------	----------	--

別表環境部の項中第二十七号を第二十九号とし、第十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	三万三千円
十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	二万円

別表保健医療部の項第百三十二号中「(昭和三十三年法律第四百十七号)」を削る。

別表農林部の項第五十一号を次のように改める。

五十一 肥料、農産物、農産製造品、飼料、農薬又は農業用の土	農業物件 定量分析 手数料	イ 水素イオン濃度、電気伝導度、含水率又は溶存酸素量の分析 一 試料の一項目につき 八百四十円 ロ 重金属類の分析
-------------------------------	---------------------	---

壤若しくは水の 定量分析	
	一 試料の一成分につき 四千九百円 八 農薬の成分のうち有機化合物の分析 一 試料の一成分につき 一万九千五百円 二 イから八までに規定するもの以外の 分析 一 試料の一項目又は一成分につき 二千九百十円

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百五十八号を第三百六十一号とし、第四百四十七号から第三百五十七号までを三号ずつ繰り下げ、第四百四十六号を削り、第四百四十五号を第四百四十九号とし、第四百七号から第四百四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第四百六号を第四百八号とし、同号の次に次の二号を加える。

- | | |
|----|--------------------------|
| 百九 | 熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料 |
| 百十 | 熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料 |

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百五号を第七号とし、第九十一号から第四百四号までを二号ずつ繰り下げ、第九十号の次に次の二号を加える。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 九十一 | 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料 |
| 九十二 | 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料 |

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（改革推進課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直し及び埼玉県立がんセンターの新病院の開設準備等を図るため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

- (一) 知事の事務を補助する職員
七千五人 六千八百三十五人（百七十人）
- (二) 公営企業管理者の事務を補助する職員
四百二十二人 四百十八人（四人）
- (三) 病院事業管理者の事務を補助する職員
千八百四十四人 千九百二十四人（+八十人）

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千五人」を「六千八百三十五人」に改め、同項第八号中「四百二十二」を「四百十八」に改め、同項第九号中「千八百四十四人」を「千九百二十四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県寄附募集に関する条例を廃止する条例（埼玉県条例第四号）（市町村課）

一 趣旨

寄附募集の届出制度を廃止する。

二 内容

埼玉県寄附募集に関する条例を廃止するとともに、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例について寄附募集に係る規定を削除するための改正を行う。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県寄附募集に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県寄附募集に関する条例を廃止する条例

埼玉県寄附募集に関する条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 （知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
別表中第百項を削り、第百一項を第百項とし、第百二項から第百十一項までを一項ずつ繰り上げる。

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（人事課）

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、部局長級職員の管理職手当の減額の期間を延長するとともに、新たに副部長級職員を減額の対象者に加えるための改正

二 内容

(一) 部局長級職員の管理職手当の額の減額期間を平成二十四年三月三十一日まで延長

(二) 副部長級職員の管理職手当の額の減額を平成二十四年三月三十一日まで実施

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中、「一種」の下に「及び二種」を、「平成二十一年四月一日」の下に「（二種とされている職にある職員にあつては、平成二十三年四月一日）」を加え、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員の子育休等に関する法律の一部改正に伴い、必要な条件を満たす非常勤職員について、子育休等を行うことができるようにするための改正

二 内容

- (一) 非常勤職員の子育休制度の新設
対象となる非常勤職員の要件
取得期間
- (二) 非常勤職員の部分休業制度の新設
対象となる非常勤職員の要件
取得時間

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員を除く。）

イ 引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 育児休業に係る子が一歳に達する日（以下この号及び次条において「一歳到達日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと又は引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

ハ 勤務日の日数を考慮して委員会規則で定める非常勤職員

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 育児休業に係る子の一歳到達日

二 配偶者が育児休業に係る子の一歳到達日以前の日において当該子を養育するために育児休業をしている場合（委員会規則で定める場合を除く。）
当該子が一歳二か月に達する日又は委員会規則で定める日のいずれか早い日

三 非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳到達日（前号に該当する場合にあっては、同号に定める日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳到達日の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳到達日の翌日を

育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 当該子が一歳六か月に達する日

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当することとなったこと。

七 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後に引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

第七条、第八条、第十二条及び第十三条中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改める。

第三十条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
- 二 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の時において、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第三項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

イ 第二条第三号イ及び八に該当する非常勤職員

ロ 一日の勤務時間を考慮して委員会規則で定める非常勤職員

第三十一条第一項中「(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

一 次号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 当該非常勤職員の一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間

二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十七条第一項に規定する育児時間を請求している非常勤職員 当該非常勤職員の一日の勤務時間から当該育児時間に五時間四十五分を加えた時間を減じた時間

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）

（人事課）

一 趣旨

平成二十三年一月二十六日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の病気休暇制度についての意見に基づき、職員の病気休暇の期間の上限を改めるための改正

二 内容

（一） 結核性疾患の病気休暇期間を一年間とする特例の廃止（公務災害・通勤災害による負傷・疾病等の場合を除き、病気休暇の期間は、原則として、連続して九十日まで）

（二） 公務災害・通勤災害による負傷・疾病の場合を除き、病気休暇の期間が九十日を超えた日から、給料を半減

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間の範囲内とする」を「委員会規則で定める日を除き、連続して九十日（委員会規則の規定に基づき九十日となる場合を含む。）を超えることはできない」に改め、同条各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合その他の委員会規則で定める場合における休暇の期間は、委員会規則で定める期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十二条の規定は、この条例の施行の日以後に使用する病気休暇について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に承認を受けている病気休暇（改正前の第十二条第二号の規定による病気休暇及び改正後の第十二条ただし書の埼玉県人事委員会規則で定める場合における病気休暇に相当するものを除く。）の期間は、当該病気休暇に連続する病気休暇の期間の初日から連続して九十日を超えることはできない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

4 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

10 当分の間、第十三条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通

勤による負傷を除く。)又は疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、委員会規則で定める手当の算定については、当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

11 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「含む。」を「含む。以下この条及び第十六条において同じ。」及び附則第十項」に、「業務は職員の給与に関する条例第二十一条第一項に規定する」を「業務を」に、「通勤は同条例第二十一条第一項に規定する」を「通勤を」に改める。

第八条中「第十二条第一号」を「第十二条」に改める。

第十六条中「(学校職員の給与に関する条例において準用する場合を含む。)」を「及び附則第十項」に、「業務は職員の給与に関する条例第二十一条第一項に規定する」を「業務を」に、「通勤は同条例第二十一条第一項に規定する」を「通勤を」に改める。

第二十条中「第十二条第一号」を「第十二条」に改める。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第八号)

(人事課)

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢に鑑み、知事等の期末手当の減額の期間を延長するための改正

二 内容

知事等特別職及び教育長の期末手当の額の減額期間を平成二十三年八月三十日まで延長

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の期末手当の特例に関する条例（平成十九年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第二条及び第三条中「平成二十三年三月三十一日までの間は」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の修学部分休業に関する条例（埼玉県条例第九号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法第二十六条の二の規定に基づき、職員の資質の向上に資するため、大学等における修学のための修学部分休業制度を設けるもの

二 内容

(一) 休業事由

大学、大学院などにおける履修

(二) 休業時間

一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内（五分単位）

(三) 休業期間 二年間

(四) 給与 減額して支給

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。次条第二項及び第三項において「法」という。)第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第二条 修学部分休業の承認は、職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学(職員が同法第九十一条に規定する別科を履修する場合を除く。)

二 学校教育法第一百四十四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(職員が当該課程を履修する場合に限る。)

三 学校教育法第一百八条に規定する短期大学

四 学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校

五 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校

六 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校

七 前各号に掲げるもののほか、埼玉県人事委員会規則で定める教育施設

3 法第二十六条の二第一項の条例で定める期間は、二年とする。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項及び次項において「給与条例」という。)(第十三条第一項(学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この項及び次項において「学校職員給与条例」と

いう。) 第十一条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額 (給料の調整額及び教職調整額を含む。) 並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当 (給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。) 、農林業普及指導手当及びへき地手当 (学校職員給与条例第十条の三の規定による手当を含む。) 並びに管理職手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当並びに特殊勤務手当 (第四項に規定するものを除き、埼玉県人事委員会規則で定めるものに限る。) の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成七年埼玉県条例第二号。第四項において「勤務時間条例」という。) 第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第十条第二項第二号の規定の適用については同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例 (平成二十三年埼玉県条例第九号) 第二条第一項に規定する修学部分休業をしている職員」と、学校職員給与条例第九条の五第二項第二号の規定の適用については同号中「再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例 (平成二十三年埼玉県条例第九号) 第二条第一項に規定する修学部分休業をしている学校職員」とする。

3 修学部分休業をしている職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成十一年埼玉県条例第五号。次項において「特殊勤務手当条例」という。) 第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例 (平成二十三年埼玉県条例第九号) 第二条第一項に規定する修学部分休業をしている職員」と、「に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて」とあるのは「から、その者が修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、当該額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して」とする。

4 修学部分休業をしている職員が特殊勤務手当条例第二十四条第一項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、一月についてその月の勤務を要する日数 (その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日 (勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。) 、勤務

時間条例第九条に規定する代休日並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第一項に規定する修学部分休業により勤務しなかつた日を差し引いた日数をいう。）の二分の一に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第二十五条の規定にかかわらず、修学部分休業の承認を受けて勤務しない一時間につき、特殊勤務手当条例の規定（第二十五条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除した額を減額して得た額の百分の六十に相当する額とする。

（修学部分休業の承認の取消し）

第四条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- 二 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 三 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該職員の申請に係る修学部分休業に支障が生じているとき。
- 四 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の自己啓発等休業に関する条例（埼玉県条例第十号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法第二十六条の五の規定に基づき、職員の資質の向上に資するため、大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための自己啓発等休業制度を設けるもの

二 内容

(一) 休業事由

- ア 大学等課程の履修
- イ 国際貢献活動

(二) 休業期間

- ア 大学等課程の履修については、原則二年間
- イ 国際貢献活動については、三年間

(三) 給与 無給

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が一年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)(で定める場合は、三年)、国際貢献活動のための休業にあつては三年とする。

(教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学(職員が同法第九十一条に規定する別科を履修する場合を除く。)

二 学校教育法第百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(職員が当該課程を履修する場合に限る。)

三 学校教育法第百八条に規定する短期大学

四 前三号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)

五 学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校

六 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校

七 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校

八 前各号に掲げるもののほか、委員会規則で定める教育施設

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第十三条第一項第四号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

二 埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例（平成二十二年埼玉県条例第十号）第二条の規定により、姉妹提携を締結している外国の州又は省において行われる当該外国の州又は省との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加してい

る奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員
の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、
次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動
の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員がその申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた
場合

二 当該職員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若し
くはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しく
は一部を行っていない場合

三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じてい
る場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求め
るほか、当該職員と定期的に連絡をとることにより、十分な意思疎通を図るもの
とする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職
員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち
職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、
それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引
き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初
の職員の昇給を行う日として委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇
給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第七
条の四第一項及び第八条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした
期間は、同条例第七条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しな
い期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第八条第四
項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方
公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事
することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数
(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学

等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の知事が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(埼玉県地方警察職員定数条例の一部改正)

2 埼玉県地方警察職員定数条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)

第二条の規定により、自己啓発等休業をしている職員

(埼玉県職員定数条例の一部改正)

3 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

八 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)

第二条の規定により、自己啓発等休業をしている職員

(埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部改正)

4 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二項に次の一号を加える。

七 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)

第二条の規定により、自己啓発等休業をしている職員

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十九条の三 職員が職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)第二条の規定による管理者の承認を受けた場合は、その自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉

県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第二十四条の二 職員が職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)第二条の規定による管理者の承認を受けた場合は、その自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

7 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

五 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)

第二条の規定による自己啓発等休業をした期間

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第二十二條の二 職員が職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)第二条の規定による管理者の承認を受けた場合は、その自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例
第十一号）（税務課）

一 趣旨

埼玉県浦和県税事務所及び埼玉県大宮県税事務所を統合して埼玉県さいたま県
税事務所とするとともに、県税の賦課徴収事務の集約及び収納事務の委託の拡大
等を行う。

二 内容

(一) 埼玉県県税事務所設置条例の一部改正

埼玉県浦和県税事務所及び埼玉県大宮県税事務所を統合して埼玉県さいた
ま県税事務所とする。

(二) 埼玉県税条例の一部改正

ア 効率的な行政組織を構築し、また、県税事務所の統合を円滑に実施するた
め県税の賦課徴収事務の集約等を行う。

イ 収納事務の委託の対象については、自動車税を納期限内に納付する場合等
に限定しているが、委託の対象を全ての税目に拡大する。

三 施行期日

二(一)イは平成二十三年四月一日

二(二)アは平成二十三年七月一日又は平成二十四年四月一日

二(一)は平成二十四年四月一日

条 例

埼玉県税条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県税条例及び埼玉県県税事務所設置条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「県民税」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号中「配当割」を「利子割、配当割」に、「埼玉県浦和県税事務所長」を「埼玉県大宮県税事務所長」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「軽油引取税（次号に掲げるものを除く。）」を「ゴルフ場利用税」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 自動車取得税及び自動車税 埼玉県自動車税事務所長

第四条第二項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 鉦区税 埼玉県大宮県税事務所長

第四条第二項第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税（次号に掲げるものを除く。） 第四号の表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる県税事務所長

第八条第一項中「（知事が収納の事務を委託する者にあつては、自動車税を納期限内に納付する場合その他規則で定める場合に限る。）」を削る。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の長」の下に「（埼玉県自動車税事務所長を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「埼玉県浦和県税事務所長」を「埼玉県さいたま県税事務所長」に改め、同項第二号から第四号までの規定並びに同項第七号及び第八号中「埼玉県大宮県税事務所長」を「埼玉県自動車税事務所長」に改め、同項第九号中「埼玉県浦和県税事務所長」を「埼玉県さいたま県税事務所長」に改める。

第三条 埼玉県県税事務所設置条例（昭和三十年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

本則の表埼玉県浦和県税事務所の項名称の欄中「埼玉県浦和県税事務所」を「埼玉県さいたま県税事務所」に改め、同項所管区域の欄中「の内中央区、桜区、浦

和区、南区、緑区」を「（岩槻区を除く。）」に改め、同表埼玉県大宮県税事務所の項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中埼玉県税条例第八条第一項の改正規定 平成二十三年四月一日
- 二 第一条中埼玉県税条例第四条第二項の改正規定 平成二十三年七月一日
- 三 第二条及び第三条の規定 平成二十四年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県グローバル人材育成基金条例（埼玉県条例第十二号）（国際課）

一 趣旨

国際化の進展に対応することができる高度な知識及び能力を有し、かつ、世界的規模で活動することができるグローバル人材を育成する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県グローバル人材育成基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

四 失効期日

平成二十九年三月三十一日

条 例

埼玉県グローバル人材育成基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県グローバル人材育成基金条例

(設置)

第一条 国際化の進展に対応することができる高度な知識及び能力を有し、かつ、世界的規模で活動することができる人材（第五条において「グローバル人材」という。）を育成する事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県グローバル人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、グローバル人材を育成する事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(さいたま博覧会記念人材養成基金条例の廃止)

2 さいたま博覧会記念人材養成基金条例（平成元年埼玉県条例第二十八号）は、廃止する。

（この条例の失効）

3 この条例は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

（経過措置）

4 この条例の施行の際現に附則第二項の条例に基づくさいたま博覧会記念人材養成基金に属する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（男女共同参画課）

一 趣旨

中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉の移転に伴い、埼玉県男女共同参画推進センターのセミナー室等の一部を廃止するための改正

二 内容

- (一) セミナー室五の廃止
- (二) こころとからだの実習室の廃止

三 施行期日

平成二十三年六月一日。ただし、(一)は平成二十三年七月十五日

条 例

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年埼玉県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号及び第四条第二号中「、こころとからだの実習室」を削る。

別表第一号の表セミナー室五の項及びこころとからだの実習室の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中セミナー室五の項を削る部分は、同年七月十五日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）

（消費生活課）

一 趣旨

埼玉県消費者行政活性化基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

（改正前） 平成二十四年三月三十一日まで

（改正後） 平成二十五年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（大気環境課・水環境課）

一 趣旨

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正を踏まえた改正

二 内容

- (一) ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等
- (二) ばい煙に係る改善等の命令の発動要件の見直し
- (三) その他規定の整備

三 施行期日

- 平成二十三年七月一日（二）は平成二十四年四月一日（罰則の創設に限る）、
- 二（三）の一部は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日（

条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第四十九条第三号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第六号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第六十条第一項中「場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずる」を削る。

第六十一条中「をいう。」の下に「第三百三十条第三号において同じ。」を加える。

第六十九条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第三百三十条を次のように改める。

第三百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十二条第一項（炭化水素類又は粉じんに係るものに限る。）、第二項若しくは第三項、第五十三条第一項、第五十四条第一項（炭化水素類又は粉じんに係るものに限る。）又は第九十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十七条第一項の規定に違反した者

三 第六十九条（同条第一号又は第四号に掲げる施設等に限り、ダイオキシン類に係るものを除く。）の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

第三百三十一条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三百三十二条第二号中「第五十七条第一項（炭化水素類に係るものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第十四条第一項及び

第四十九条第六号の改正規定は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日から、第三百三十条の改正規定（第三号に係る部分に限る。）は平成二十四年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（自然環境課）

一 趣旨

自然公園法の一部改正を踏まえ、埼玉県立自然公園内の特別地域における規制の対象となる行為を追加するとともに、公園事業の執行に係る改善命令違反に対する罰則を設ける等するための改正

二 内容

(一) 目的の改正

生物の多様性に関する社会的な要請の高まりを踏まえ、目的規定に「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加する。

(二) 特別地域における行為規制の追加

特別地域における風致を維持するため、次に掲げる行為を知事の許可を受けなければしてはならない行為に追加する。

ア 木竹を損傷すること。

イ 当該特別地域が本来の生育地でない植物で、知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

ウ 当該特別地域が本来の生息地でない動物で、知事が指定するものを放つこと。

(三) 罰則の強化

「埼玉県立自然公園条例」の罰則について、現在、同様の行為規制を行っている「自然公園法」と異なっている状況にあることから、同程度に強化する。

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十三年七月一日

(二) 経過措置

改正後の埼玉県立自然公園条例（次項において「新条例」という。）第八条第九項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

(三) 新条例第八条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取消された者について適用する。

条 例

埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県立自然公園条例の一部を改正する条例

埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び公園事業並びに」を、「公園事業及び」に、「第三十八条」を「第四十条」に改める。

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「施設」を「事業」に改める。

「第二章 指定、公園計画及び公園事業並びに費用」を「第二章 指定、公園計画、公園事業及び費用」に改める。

第六条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第一項中「及び公園事業」を削り、「知事が、」の下に「関係市町村及び」を加え、同条第二項中「又は公園事業」を削り、「告示し」の下に「、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し」を加える。

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第一項中「及び公園事業」を削り、「ときは、」の下に「関係市町村及び」を加え、同条第二項中「及び公園事業」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公園事業の決定）

第七条の二 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第八条第二項中「市町村及び規則で定めるその他の」を「国、他の地方公共団体及びその他規則で定める」に、「以下「公共団体」を「次項及び第六項並びに第八条の三第一項において「国等」に、「知事の承認を受けて」を「規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て」に改め、同条第三項中「公共団体」を「国等」に改め、「者は」の下に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で

定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この項及び次項において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第八条に次の六項を加える。

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第八条の次に次の七条を加える。

（改善命令）

第八条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第八条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者で

ない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国等である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。
(公園事業の休廃止)

第八条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第八条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第八条の二の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第八条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第八条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員をして、その公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第八条の八 第八条から前条までに定めるもののほか、公園事業の執行に關し必要な事項は、規則で定める。

第十一条中「前三条」を「前二条」に、「事業」について、前二条の規定は公園事業のうち「を」事業、「」に改める。

第十二条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第六号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 当該特別地域が本来の生息地でない動物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

第十二条第三項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 当該特別地域が本来の生育地でない植物で、当該特別地域における風致の

維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十二条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 木竹を損傷すること。

第十二条第五項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為又は同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第七項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」と改める。

第十三条中「風致」の下に「又は景観」を加える。

第十五条中「付せられた」を「付された」に改める。

第十六条第二項中「当該」を「その」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第十八条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第三十三条第一項中「当該職員」を「その職員」に、「さく」を「柵」に改め、同条第二項中「当該」を「その」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条第五項中「さく」を「柵」に改める。

第三十四条第一項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「当該」を削る。

第三十五条中「第十五条」を「第八条の六又は第十五条」に、「六月」を「一年」に改める。

第三十八条中「前三条」を「第三十五条から前条まで」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「又は妨げた」を「妨げ、又は忌避した」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「規定による」を「規定に違反して」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次

の一号を加え、同条を第三十八条とする。

一 第八条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条第一号中「第十二条第三項の規定」を「第八条の二の規定による命令」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者
(同条第三項の認可を受けた者に限る。)

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

三 第十二条第三項の規定に違反した者

四 第十三条の規定により許可に付された条件に違反した者
第三十九条の次に次の一条を加える。

第四十条 第八条第九項、第八条の四又は第八条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第八条第三項の認可を受けた者に限る。)は五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県立自然公園条例(次項において「新条例」という。)第八条第九項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

3 新条例第八条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自然環境保全条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（自然環境課）

一 趣旨

自然環境保全法の一部改正を踏まえ、埼玉県自然環境保全地域内の特別地区における規制の対象となる行為を追加等するための改正

二 内容

（一） 目的の改正

生物の多様性に関する社会的な要請の高まりを踏まえ、目的規定に「生物の多様性の確保に寄与すること」を追加する。

（二） 特別地区における行為規制の追加

特別地区における優れた自然環境を保全するため、次に掲げる行為を知事の許可を受けなければしてはならない行為に追加する。

ア 木竹を損傷すること。

イ 当該特別地区が本来の生育地でない植物で、知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

ウ 当該特別地区が本来の生息地でない動物で、知事が指定するものを放つこと。

（三） 罰則の強化

「埼玉県自然環境保全条例」の罰則について、現在、同様の行為規制を行っているとは異なっている状況にあることから、同程度に強化する。

三 施行期日等

（一） 施行期日

平成二十三年七月一日

条 例

埼玉県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県自然環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第一条中「区域等の」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十三条第二項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十五条第一項及び第二項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項中「告示しなければ」を「県報で告示し、かつ、その県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十七条第四項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を「第六号」に改め、「行うもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 木竹を損傷すること。

八 当該特別地区が本来の生育地でない植物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 当該特別地区が本来の生息地でない動物で、当該特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十七条第四項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第十七条第五項中「附する」を「付する」に改め、同条第八項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号か

ら第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改める。

第二十条第一項及び第二十六条第一項中「附せられた」を「付された」に改める。

第二十九条中「六月」を「一年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第三号を削る。

第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、

同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

第三十一条 第十九条第二項の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十八号)
(みどり再生課)

一 趣旨

新たな緑の創出を一層推進するため、小規模緑化計画届出制度を設ける等するための改正

二 内容

- (一) 小規模緑化計画届出制度の創設
千平方メートル以上三千平方メートル未満の敷地において建築を行おうとする者に対して、敷地及び建築物上の緑化についての計画の届出を義務づける。
 - (二) 軽微な建築行為等の適用除外
届出の対象となる建築行為から軽微な増改築や自己の居住の用に供する専用住宅の建築などを除外する。
 - (三) 緑化計画変更届出規定の追加
- ### 三 施行期日等
- (一) 施行期日
平成二十四年四月一日
 - (二) 経過措置
 - ア この条例の施行日前に建築確認の申請がされた建築行為については、なお従前の例による。
 - イ この条例の施行の際現に緑化計画の届出を行っている建築行為で、この条例の施行日以後に規則で定める事項を変更するときは、この条例による手続きに準じる。
 - ウ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条 例

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第六条の確認」を「第六条第一項の確認又は同法第十八条第二項の通知」に、「建築等」を「新築、増築、改築又は移転（この項及び次条において「建築」と総称する。）」に改め、「（第二十九条第一項及び第三十一条において「緑化事業者」という。）」を削り、「次条第一項及び第二十八条第二項」を「以下この章」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 建築物の建築面積の合計が従前の建築物の建築面積の合計の一・二倍を超えない増築又は改築

二 自己の居住の用に供する住宅の建築

三 建築基準法第八十五条第五項に規定する建築

四 その他知事が届出を要しないと認める建築

第二十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならぬ。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（小規模緑化計画の届出等）

第二十六条の二 前条の規定は、千平方メートル以上三千平方メートル未満の敷地において建築を行おうとする者について準用する。この場合において、前条第一項中「基づき」とあるのは、「準じて」と読み替えるものとする。

第二十七条第一項中「前条」を「第二十六条第一項又は第二項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二十六条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定によ

り届け出られた緑化計画の変更前の緑化計画がこの項本文の規定により既に認定されているときは、この限りでない。

第二十八条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項又は第二項」に、「せず、建築等の行為に着手した」を「しない」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十六条第一項又は第二項」に改める。

第二十九条第一項中「緑化事業者は、緑化計画に基づく緑化が完了したとき」を「緑化計画に基づく緑化を完了した者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。

第三十条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十六条第二項（第二十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る緑化計画（変更前の緑化計画が第二十七条第一項の規定により認定されているものに限る。）が、緑化基準に適合していないとき。

第三十一条の見出しを「（創出した緑の維持管理）」に改め、同条中「緑化事業者」を「この章の規定により緑を創出した者」に、「緑化計画により創出された」を「創出した」に改める。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、施行日前に同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物の建築等を行おうとする者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第二十六条の規定による届出を行っている者が、施行日以後に新条例第二十六条第二項の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらか

じめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 新条例第二十七条、第二十八条第二項及び第三十条第一号の規定は前項の規定による届出に係る緑化計画について、新条例第二十八条第一項の規定は前項の規定による届出について、それぞれ準用する。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十九号)

(障害者福祉推進課)

一 趣旨

埼玉県立精神保健福祉センターにある精神障害者の社会復帰を支援する精神障害者生活訓練施設を障害者自立支援法による自立訓練を行う施設とするため規定の整備を行うもの

二 内容

- (一) 障害者自立支援法に基づく自立訓練を行う施設に移行するための規定の整備
- (二) 自立訓練施設に対応するための文言等の関係規定の変更
- (三) 使用料算定の規定の整備

三 施行期日

平成二十三年十月一日

条 例

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「附則第四十八条の規定により、なお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者生活訓練施設（以下「生活訓練施設」を「第五条第十三項に規定する自立訓練を行う施設（以下「自立訓練施設」に改める。

第三条の見出しを「(定員)」に改め、同条中「生活訓練施設の入所定員」を「自立訓練施設の定員」に改める。

第四条の見出しを「(利用)」に改め、同条中「生活訓練施設に入所し」を「自立訓練施設を利用し」に改める。

第五条の見出しを「(退去)」に改め、同条中「生活訓練施設」を「自立訓練施設」に、「入所し」を「を利用し」に、「退所」を「退去」に改める。

第六条中「生活訓練施設」を「自立訓練施設」に改める。

自立訓練	障害者自立支援法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項に規定する特定費用として知事が別に定める額の合計額
------	--

別表第一生活訓練施設の居室その他の設備の項を次のように改める。

附 則

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）

（保健医療政策課）

一 趣旨

調理師試験の実施に関する事務を指定試験機関に委任することに伴い、調理師製菓衛生師試験委員の名称及び職務を変更する。

二 内容

- (一) 名称を「製菓衛生師試験委員」に変更する。
- (二) 職務を「調理師及び製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。」から「製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。」に変更する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表調理師製菓衛生師試験委員の項中「調理師製菓衛生師試験委員」を「製菓衛生師試験委員」に改め、「調理師試験及び」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（医療整備課）

一 趣旨

後期研修医研修資金の貸与対象者に、救命救急センターにおける後期研修を受講する医師を加える等、本条例の一部改正を行う。

二 内容

（一）貸与対象者の追加

総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターの産科又は小児科における後期研修を受講する医師に加えて、救命救急センターにおける後期研修（一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医の資格の取得を目的として実施される後期研修）を受講する医師を貸与対象とする。

（二）返還の債務の当然免除対象の追加

後期研修修了後、県内の病院において、産科又は小児科に加えて、救命救急センターに、医師として貸与期間の一・五倍に相当する期間（貸与期間三年の場合）は四年六月）勤務した場合は、研修資金の返還を免除する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は地域周産期母子医療センターの産科又は小児科において後期研修」を「若しくは地域周産期母子医療センターの産科若しくは小児科における後期研修又は救命救急センターにおける後期研修（規則で定めるものに限る。第三条において同じ。）」「に、「当該」を「これらの」「に、「又は小児科に勤務する」を、「小児科又は救命救急センターに勤務する」に改める。

第二条に次の一項を加える。

6 この条例において「救命救急センター」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。

第三条中「又は地域周産期母子医療センターの産科又は小児科において後期研修」を「若しくは地域周産期母子医療センターの産科若しくは小児科における後期研修又は救命救急センターにおける後期研修」に、「当該」を「これらの」「に、「又は小児科に勤務する」を「、小児科又は救命救急センターに勤務する」に改める。

第九条第一号中「又は小児科」を「、小児科又は救命救急センター」に改め、同条第二号中「又は小児科」を「、小児科又は救急医療」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十二号)
(健康づくり支援課)

一 趣旨

埼玉県妊婦健康診査支援基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

(改正後) 平成二十四年三月三十一日まで

(改正前) 平成二十三年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

埼玉県妊婦健康診査支援基金条例（平成二十一年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十三号)

(疾病対策課)

一 趣旨

埼玉県自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

(改正前) 平成二十四年三月三十一日まで

(改正後) 平成二十五年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例（埼玉県条例第二十四号）（疾病対策課）

一 趣旨

子宮頸がん等ワクチンの予防接種を促進するために緊急に実施すべき事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金を設置、これに伴い条例を制定

二 内容

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金の管理に關し必要な事項を規定する。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例

(設置)

第一条 市町村が実施する子宮頸がん等ワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンを含む。第五条において同じ。）の注射又は接種を促進するために緊急に実施すべき事業の推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、市町村が実施する子宮頸がん等ワクチンの注射又は接種を促進するために緊急に実施すべき事業の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（産業拠点整備課）

一 趣旨

彩の国ビジュアルプラザ内にあるノンリニア編集室二の編集ソフト更新に伴う使用料の改正

二 内容

ノンリニア編集室二において、新たに追加したソフトを使用する場合の使用料の設定

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の申請に係る利用で、当該利用が平成二十三年四月一日以後のものに係る使用料について適用

条 例

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例（平成十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の表中

ノンリニア編集室二		
一 週 間	一 日	一 時 間
二五五、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	八、五〇〇円

を

一七、〇〇〇円
一〇二、〇〇〇円
五一〇、〇〇〇円

ノンリニア編集室二					
B			A		
一 週 間	一 日	一 時 間	一 週 間	一 日	一 時 間
一二三、〇〇〇円	二四、六〇〇円	四、一〇〇円	二五五、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	八、五〇〇円

に改め、同表の備考中第六号を第七号とし、第一号か

円	円	円	円	円	円
二四六、〇〇〇円	四九、二〇〇円	八、二〇〇円	五一〇、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

ら第五号までを一号ずつ繰り下げ、同表の備考に第一号として次の一号を加える。

- 一 ノンリニア編集室二の項利用単位等の欄におけるA及びBとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

A	Bに掲げる場合以外の場合
---	--------------

B
ノンリニア編集室三で使用することができるソフトウェアと同等の性能を有するソフトウェアのみを使用する場合

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の申請に係る利用で、当該利用が平成二十三年四月一日以後のものに係る使用料について適用する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（産業拠点整備課）

一 趣旨

建設工事の工期変更により施設の供用開始日が遅れることに伴い、条例の施行期日を延期するための改正

二 内容

条例の施行期日を延期

（改正前） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

（改正後） 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の一部を改正する条例

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十二年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「一年」を「一年三月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（就業支援課）

一 趣旨

埼玉県緊急雇用創出基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

基金の設置期間

（改正前） 平成二十四年三月三十一日まで

（改正後） 平成二十五年三月三十一日まで

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

埼玉県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計条例(埼玉県条例第二十八号)(農業支援課)

一 趣旨

農業改良資金助成法の一部改正により、同法に基づき設置している埼玉県農業改良資金特別会計が廃止されることに伴い、埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計を設置するための条例の制定

二 内容

(一) 設置

就農支援資金貸付事業及び農業改良資金貸付事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計を設置する。

(二) 歳入及び歳出

ア 歳入

国からの借入金、一般会計繰入金、貸付金償還金その他の諸収入

イ 歳出

貸付金、国への償還金、一般会計繰出金その他の諸支出

三 施行期日等

(一) 施行期日

平成二十三年四月一日

(二) 経過措置

平成二十二年度の末日において埼玉県農業改良資金特別会計に所属する権利義務は、埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計に帰属する。

条 例

埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、就農支援資金貸付事業及び農業改良資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、就農支援資金貸付事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、国からの借入金、一般会計繰入金、貸付金償還金その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、国への償還金、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 平成二十二年度の末日において農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第十二条第一項の規定により設置された農業改良資金特別会計に所属する権利義務は、就農支援資金貸付事業特別会計に帰属するものとする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）

（建築安全課）

一 趣旨

条例の一部を改正する条例環境に配慮したマンションの建築を一層推進するため、マンションの販売広告に係る建築物環境性能表示制度を設けるための改正

二 内容

（一）建築物環境性能表示基準の策定

（二）表示及び表示の届出

特定マンションの販売広告中に建築物環境性能表示を表示することを義務付けるとともに、表示した者に対する知事への届出を義務付ける。

（三）性能の評価の説明

特定マンションの販売者等は、購入希望者に対し建築物環境性能の評価を説明するよう努める。

（四）表示の制限

表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示を禁止する。

（五）勧告の実施

（二）及び（四）に違反した者に対して勧告を実施し、勧告に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

三 施行期日等

（一）施行期日

平成二十三年七月一日。ただし２（一）は公布の日

（二）経過措置

改正前の条例の規定により特定建築物環境配慮計画が提出された建築物については、二（二）及び二（三）の規定は適用しない。

条 例

埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の七」に改める。

第十八条中「次条第一項」の下に「及び第二十二条の三第一項」を加える。

第二十条第一項中「第五十六条第四号」を「第五十六条第一項第四号」に改める。

第四章中第二十二条の次に次の六条を加える。

（表示基準の策定）

第二十二条の二 知事は、建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの（以下この章において「特定マンション」という。）について、特定建築物環境配慮計画における環境への配慮に係る性能の評価の表示（以下この章において「建築物環境性能表示」という。）に関する基準（以下この章並びに第五十六条第一項第五号及び第六号において「表示基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、表示基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（建築物環境性能表示の表示）

第二十二条の三 第二十条第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出された特定マンションの建築主（以下この章において「特定マンション建築主」という。）は、当該特定マンションの販売を目的とする広告（規則で定めるものに限る。）をしようとするとき、又は他人に当該特定マンションの販売の代理若しくは媒介をさせた場合において、当該販売の代理若しくは媒介をする者（以下この条及び第二十二条の六において「販売代理者等」という。）が当該広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、これらの広告中に当該特定マンションの建築物環境性能表示を表示し、又は販売代理者等をして表示させなければならない。

2 特定マンション建築主は、前項に規定する広告以外の当該特定マンションの販売を目的とする広告をしようとするとき、又は他人に当該特定マンションの販売の代理若しくは媒介をさせた場合において、販売代理者等が当該広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、これらの広告中に当該特定マンションの建築物環境性能表示を表示し、又は販売代理者等をして表示させることができる。

(建築物環境性能表示の届出)

第二十二條の四 特定マンション建築主は、前条第一項又は第二項の規定により建築物環境性能表示を最初に表示し、又は最初に表示させたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、規則で定めるところにより知事に届け出なければならぬ。建築物環境性能表示を変更して最初に表示し、又は最初に表示させたときも、同様とする。

(建築物環境性能表示の公表)

第二十二條の五 知事は、前条の規定により届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

(環境への配慮に係る性能の評価の説明)

第二十二條の六 特定マンション建築主及び販売代理者等は、第二十二條の第三項に規定する特定マンションを販売しようとするときは、規則で定める日までの間、当該特定マンションを購入しようとする者に対し、当該特定マンションの特定建築物環境配慮計画における環境への配慮に係る性能の評価について説明するよう努めなければならない。

(表示の制限)

第二十二條の七 何人も、第二十二條の三に規定する場合のほか、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第三十條第一項中「第五十六條第五号」を「第五十六條第一項第七号」に改める。

第三十二條第一項中「第五十六條第六号」を「第五十六條第一項第八号」に改める。

第三十四條中「第五十六條第八号」を「第五十六條第一項第十号」に改める。

第四十一條第一項中「すべて」を「全て」に、「第五十六條第九号」を「第五十六條第一項第十一号」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十六條第三号中「第二十一條」の下に「、第二十二條の四」を加え、同条中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十二條の三第一項の規定による表示をしなかつたとき、若しくはさせな

かつたとき、又は虚偽の表示若しくは表示基準に違反する表示をしたとき、若しくはさせたとき。

六 第二十二條の三第二項の規定による表示をする場合又はさせる場合において、虚偽の表示若しくは表示基準に違反する表示をしたとき、又はさせたとき。第五十六條に次の一項を加える。

2 知事は、第二十二條の七の規定に違反した者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

附則

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第四章中第二十二條の次に六條を加える改正規定中第二十二條の二に係る部分は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例第二十條第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出された建築物については、改正後の同条例第二十二條の三から第二十二條の六までの規定は、適用しない。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第三十号）（企業局総務課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するための改正

二 内容

- (一) 修学部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、給与の額を減額する。
- (二) 公務上の負傷又は疾病等によるものを除き、九十日を超えて病気休暇を取得する場合にあつては、九十日経過後の給料について、公営企業管理者が定める額を減額して支給する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「の管理者」を「又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）につき管理者」に改める。

附則に次の二項を加える。

（病気休暇中の給料の減額に関する暫定措置）

3 当分の間、第十八条第一項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、管理者が定める額を減額して給料を支給する。ただし、管理者が定める手当の算定については、当該職員の給料の減額前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

4 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の減額に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（経営管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、病院事業企業職員の給与の基準を改定するための改正

二 内容

- (一) 修学部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、給与の額を減額する。
- (二) 公務上の負傷又は疾病等によるものを除き、九十日を超えて病気休暇を取得する場合にあつては、九十日経過後の給料について、病院事業管理者が定める額を減額して支給する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「により、」を「又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）につき」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（病気休暇中の給料の減額に関する暫定措置）

2 当分の間、第二十二條第一項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、管理者が定める額を減額して給料を支給する。ただし、管理者が定める手当の算定については、当該職員の給料の減額前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

附則に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の減額に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、流域下水道事業企業職員の給与の基準を改定するための改正

二 内容

- (一) 修学部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、給与の額を減額する。
- (二) 公務上の負傷又は疾病等によるものを除き、九十日を超えて病気休暇を取得する場合にあつては、九十日経過後の給料について、下水道事業管理者が定める額を減額して支給する。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「又は介護休暇」を「介護休暇」に、「により、」を「又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）につき」に改める。

附則第三項を次のように改める。

（病気休暇中の給料の減額に関する暫定措置）

3 当分の間、第二十条第一項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、管理者が定める額を減額して給料を支給する。ただし、管理者が定める手当の算定については、当該職員の給料の減額前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

附則に次の一項を加える。

4 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の減額に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例（埼玉県条例第三十三号）（政
策調査課）

一 趣旨

厳しい財政状況、東北地方太平洋沖地震の発生等に鑑み、県議会議員の議員報酬を減額する特例を定めるための条例の制定

二 内容

議員報酬の月額を百分の二十減額する。

三 施行期日等

（一）施行期日

平成二十三年四月一日

（二）条例の効力

平成二十四年三月三十一日限りで、効力を失う。

条 例

埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

埼玉県議会議員の議員報酬の額は、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年埼玉県条例第十四号）第二条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条の規定による額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（教委・総務課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百六十一人 七百四十三人（十八人）

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百六十一人」を「七百四十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一四三 人
一、五九七 人	県立及び市町村立の特別支援学校		三、三五二 人
四八〇 人	県立及び市町村立の中学校		一一、三〇四 人
六一一 人	市町村立小学校		一九、三五二 人
一、二〇〇 人			

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一四三人」とあるのは「八、二一五人」と、「一一、三〇四人」とあるのは「一一、四一一人」とする。

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

平成二十三年一月二十六日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の病
気休暇制度についての意見に基づき、学校職員の病気休暇の期間の上限を改める
ための改正

二 内容

- (一) 病気休暇の期間は、原則として、連続して九十日を超えることができないこ
ととする。
- (二) 公務災害・通勤災害による負傷・疾病の場合を除き、病気休暇の期間が九十
日を超えた日から、給料の半額を減ずることとする。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「とする」を「とし、その期間は、県教育委員会規則で定める日を除き、連続して九十日（県教育委員会規則の規定に基づき九十日となる場合を含む。）を超えることはできない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合その他の県教育委員会規則で定める場合における休暇の期間は、県教育委員会規則で定める期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十四条の規定は、この条例の施行の日以後に使用する病気休暇について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に承認を受けている病気休暇（改正後の第十四条ただし書の埼玉県教育委員会規則で定める場合における病気休暇に相当するものを除く。）の期間は、当該病気休暇に連続する病気休暇の期間の初日から連続して九十日を超えることはできない。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

4 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

6 当分の間、第十一条において準用する職員の給与に関する条例第十三条の規定にかかわらず、学校職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当

該療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、教育委員会規則で定める手当の算定については、当該学校職員給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

7 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「及び第十二条の五」を「、第十二条の五及び附則第六項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与に関する条例等」に改め、同条中「(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)」の下に「第十三条」を加え、「の規定」を「並びに学校職員の給与に関する条例附則第六項の規定」に改める。

第八条の見出し中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等」に改め、同条中「の規定」を「及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第十四条の規定」に改める。

第十六条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与に関する条例等」に改め、同条中「の規定の」を「並びに学校職員の給与に関する条例附則第六項の規定の」に改める。

第二十条の見出し中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等」に改め、同条中「の規定」を「及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十四条の規定」に改める。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するための改正

二 内容

補償基礎額を改定

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の補償基礎額の項中「八、四七八円」を「八、四七三元」に、「九、二六八円」を「九、二五五円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（警務課）

一 趣旨

平成二十三年度における警察官七十九人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十三年度における警察官七十九人の増員に伴い、警視の定数「二百六十七人」を「二百六十九人」に、警部の定数「六百十七人」を「六百二十一人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千七百七十六人」を「六千八百二十四人」に、巡査の定数「三千五百四十八人」を「三千五百七十三人」に改める。

三 施行期日

平成二十三年四月一日

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百六十七人」を「二百六十九人」に、「六百十七人」を「六百二十一人」に、「六千七百七十六人」を「六千八百二十四人」に、「三千五百四十八人」を「三千五百七十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県暴力団排除条例（埼玉県条例第三十九号）（捜査第四課）

一 趣旨

暴力団排除活動の推進に関し、基本理念、県等の責務及び暴力団排除活動に関する施策の基本的事項その他の必要な事項を定めることにより、県民生活の安全と平穩を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する。

二 内容

（一） 総則

ア 基本理念

暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本理念とする。

イ 県、県民及び事業者の責務

県は、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
県民は、自主的に暴力団排除活動に取り組む。

事業者は、その事業により暴力団を利用することとならないよう努める。

（二） 暴力団排除活動に関する基本的施策

ア 県の事業における措置

県は、公共工事その他の事業により暴力団を利用することのないよう必要な措置を講ずる。

イ 県民等に対する支援等

県は、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行う。

県は、暴力団排除活動に取り組んでいる者に対し、保護のための必要な措置を講ずる。

（三） 青少年の健全育成のための措置

ア 暴力団事務所の開設又は運営の禁止

学校等から二百メートルの区域内における暴力団事務所の開設等を禁止する。

イ 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止

暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止する。

ウ 青少年に対する教育等のための措置

県は、学校において、暴力団排除教育が行われるための措置を講ずる。

（四） 事業者の講ずべき措置等

事業者が暴力団の活動を助長する利益供与等を行うことを禁止する。

(五) 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、不動産の譲渡・貸付け、その代理・媒介及び建設工事を行うことを禁止する。

(六) 義務違反者等に対する措置

ア 勧告・公表等

公安委員会は、暴力団の活動を助長する利益供与の禁止等に違反した事業者等に対し、必要な勧告をし、勧告に従わなかったときは公表を行うことができる。

イ 中止命令

公安委員会は、暴力団事務所に青少年を立ち入らせた暴力団員に当該行為の中止を命ずることができる。

(七) 罰則

禁止区域内で暴力団事務所を開設・運営した者	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
(六)イの命令に違反した者	六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金

三 施行期日

平成二十三年八月一日

条 例

埼玉県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県条例第二十九号

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県暴力団排除条例

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	暴力団排除活動に関する基本的施策（第七条―第十五条）
第三章	青少年の健全育成のための措置（第十六条―第十八条）
第四章	事業者の講ずべき措置等（第十九条―第二十二条）
第五章	不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第二十三条―第二十六条）
第六章	義務違反者等に対する措置（第二十七条―第三十条）
第七章	雑則（第三十一条）
第八章	罰則（第三十二条・第三十三条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、埼玉県から暴力団を排除するための活動（以下「暴力団排除活動」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動に関する施策の基本となる事項、青少年（十八歳未満の者をいう。第三章において同じ。）の健全育成のための措置、事業者の講ずべき措置その他の必要な事項を定めることにより、県民生活の安全と平穩を確保し、及び県内における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号及び第四条において「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分を含むものをいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除活動は、暴力団が県民生活及び県内における社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村並びに県民及び事業者（以下「県民等」という。）の連携協力の下に推進されなければならない。

2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。第九条において同じ。）と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条第一項及び第六条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、県民等の協力を得るとともに、法第三十二条の二第一項の規定により埼玉県暴力追放運動推進センターとして指定された者（第十一条において「県暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、県が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利用することとならないよう努めるとともに、県が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業からの暴力団の排除を効果的に推進するため、当該事業の種類等に応じて、暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体の結成に努めるものとする。

3 事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、

当該情報を提供しよう努めるものとする。

第二章 暴力団排除活動に関する基本的施策

(県の事業における措置)

第七条 県は、その公共工事その他の事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第八条 県の執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者は、前条に規定する措置を講ずるため必要があるときは、その事業の相手方その他の関係者について警察本部長又は警察署長（次項並びに第二十一条第二項及び第三項において「警察本部長等」という。）に情報の提供を求めることができる。

2 前項の規定により情報の提供を求められた警察本部長等は、当該事業により暴力団を利用することとなることを防止するため必要な範囲内において、情報の提供をすることができる。

(県の事業に係る契約の相手方の措置)

第九条 県は、その事業に係る契約の相手方に対し、当該契約の相手方又は当該契約の相手方との下請契約その他の当該契約に直接関連する契約（次項において「下請契約等」という。）の相手方がこれらの契約に係る債務の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、県への報告、警察本部又は警察署への通報その他の必要な措置（次項において「報告等の措置」という。）を講ずることを求めるものとする。

2 県は、その事業に係る契約の相手方に対し、その下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る債務の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、当該下請契約等の相手方が、遅滞なく、報告等の措置を講ずることを求めるものとする。

(県民等に対する支援)

第十条 県は、県民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、事業者により結成された暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体にに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団排除活動に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、助言、

情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

(暴力団からの離脱を促進するための措置)

第十一条 県は、暴力団員のその所属する暴力団からの離脱を促進し、及びその社会復帰を円滑にするため、事業者、県暴力追放運動推進センター等と連携し、就労に関する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県による保護措置)

第十二条 県は、暴力団排除活動への取組その他の理由により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、その保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第十三条 県は、県民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等について周知し、暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するための集会を開催するなど、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(国等との連携)

第十四条 県は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の都道府県と連携を図るものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において暴力団排除活動が効果的に推進されるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 青少年の健全育成のための措置

(暴力団事務所の開設又は運営の禁止)

第十六条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する公民館

四 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館(同法第二十九条の規定により指定された施設を含む。)

六 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所

七 少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第十六条に規定する少年鑑別所
八 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所
九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るため良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるものの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、この限りでない。

（青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止）

第十七条 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

（青少年に対する教育等のための措置）

第十八条 県は、学校教育法第一条に規定する中学校、高等学校若しくは特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する措置を講じようとする者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第四章 事業者の講ずべき措置等

（利益の供与等の禁止）

第十九条 事業者は、その事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団の威力を利用すること又は暴力団の威力を利用したことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与（以下この条及び第二十一条において単に「利益の供与」という。）をすること。

二 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の資金獲得のための活動を行う場所の提供その他の暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与であつて、公安委員会規則で定めるものをする事。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知つて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。

3 事業者は、その事業に関し、暴力団員に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第二十条 事業者は、前条第一項第一号に掲げるもののほか、その事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（取引の相手方等の確認）

第二十一条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方その他の関係者（次項において「取引の相手方等」という。）が暴力団員でないことを確認するよう努めなければならない。

2 前項に規定する場合において、事業者は、当該取引の相手方等が暴力団員でないことを確認するため必要があると認められる相当な理由があるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該取引の相手方等を特定できる事項を示して、暴力団員であるか否かについて警察本部長等に情報の提供を求めることができる。

3 前項の規定により情報の提供を求められた警察本部長等は、当該取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを防止するため必要な範囲内において情報の提供をすることができる。

（暴力団員による利益受供与の禁止）

第二十二条 暴力団員は、事業者が第十九条第一項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又はその指定した者に対し、当該利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員は、事業者が第十九条第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又はその指定した者に対し、当該利益の供与をさせてはならない。

第五章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

第二十三条 県内に所在する不動産(以下この章において単に「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)(以下この章において「譲渡等」という。)(をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるという認識の下に、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならぬ。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、前項に規定する認識の下に当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等(情を知らないうで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。)(をしてはならない。

3 不動産の譲渡等の契約を締結しようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明し、又は供されたときに、当該譲渡等に係る契約の解除、当該不動産の買戻しその他の必要な措置を講ずるため、当該契約において次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
二 当該譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明し、又は供されたときは、催告をすることを要しない契約の解除、買戻しその他の必要な措置を講ずることができる旨
(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第二十四条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関する助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、前条第一項に規定する認識の下に当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等の代理又は媒介(情を知らないうで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。)(をしてはならない。

(建設業者の責務)

第二十五条 県内における建設工事(以下この条及び次条第三項において単に「建設工事」という。)(をしようとする建設業者は、当該建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるという認識の下に、当該建設工事の請負契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事の目的物を暴力団事務所の用に供するもの

でないことを確認するよう努めなければならない。

2 建設業者は、前項に規定する認識の下に建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該建設工事（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。

3 建設工事の請負契約を締結しようとする建設業者は、当該建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときに、当該契約の解除その他の必要な措置を講ずるため、当該契約において次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該契約の相手方は、当該契約に係る建設工事の目的物を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該建設業者は、当該契約に係る建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告をすることを要しない契約の解除その他の必要な措置を講ずることができる旨

（暴力団員による不動産の譲渡等への関与の禁止等）

第二十六条 暴力団員は、不動産の譲渡等をしようとする者が第二十三条第二項の規定に違反することとなる不動産の譲渡等に関与してはならない。

2 暴力団員は、不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者が第二十四条第二項の規定に違反することとなる不動産の譲渡等の代理又は媒介に関与してはならない。

3 暴力団員は、建設業者が前条第二項の規定に違反することとなる建設工事に関与してはならない。

第六章 義務違反者等に対する措置

（説明又は資料の提出要求）

第二十七条 公安委員会は、第十七条、第十九条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十五条第二項又は前条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするため必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第二十八条 公安委員会は、第十九条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十五条第二項又は第二十六条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除活動の推進に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十九条 公安委員会は、第二十七条の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が、正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により公表しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(中止命令)

第三十条 公安委員会は、第十七条の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

第七章 雑則

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第八章 罰則

第三十二条 第十六条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第三十条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県寄附募集に関する条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十二号）の項及び埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の項を削る。

別表第一の二中「（第三条関係）」を「（第三条、第四条関係）」に改める。

別表第二の一埼玉県青少年健全育成条例の項を削る。

別表第三埼玉県寄附募集に関する条例の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一の改正規定（埼玉県寄附募集に関する条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十二号）の項を削る部分に限る。）及び別表第三埼玉県寄附募集に関する条例の項を削る改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十二項第一号17、第九十六項9、第九十七項9」を「第九十三項第一号17、第九十七項9、第九十八項9」に改め、同条の表第四号下欄中「調理師法施行細則」を「調理師法施行細則の一部を改正する規則（平成二十三年埼玉県規則第十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の調理師法施行細則」に改め、同表第九十二項第一号17」を「別表第九十三項第一号17」に改め、同表第十号上欄中「別表第九十六項9」を「別表第九十七項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第九十七項9」を「別表第九十八項9」に改める。

第三条中「次に掲げる土地区画整理事業」を「草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県寄附募集に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七号

埼玉県寄附募集に関する条例施行規則を廃止する規則

埼玉県寄附募集に関する条例施行規則（昭和五十六年埼玉県規則第八十五号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特別徴収課税調査課」を「特別徴収対策課」に改める。

第二条の四中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二条の六第二項を削る。

第六条の十二第二項中「証明書」を「に足る書類」に改める。

第四十二条中「（埼玉県自動車税事務所長を除く。）」を削る。

別記様式第十一号の二中「あて先」を「宛先」に、「

年	月	日生
(年齢)		(歳)

」を「

年	月	日生
---	---	----

」に改める。

及び障害の級別が明示されていないとき、又は戦傷病者手帳を提示するときは障害の区分、障害の級別等を証する市町村長等が発行する証明書（附表）」を「身体障害者（戦傷病者）手帳に障害の区分等が明示されていないときは障害区分等証明書（附表）」に、「その旨を証する市町村長等が発行する証明書（附表）」を、「その旨を証するに足りる書類を添付してください。」に、「書類」を「書類がある場合は、その書類」に改め、同様式の附表を次のように改める。

障害区分等証明書

住所				
氏名				
生年月日		年	月	日
種類	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
交付年月日	年	月	日	
再交付年月日	年	月	日	
記号番号	都・道・府・県・市 第			号
障害名				
級別又は障害の程度	級・項症・款症			
障害の区分		区分ごとの級別 又は障害の程度		
		級・項症・款症		
		級・項症・款症		
		級・項症・款症		
		級・項症・款症		
		級・項症・款症		
上記のとおり証明します。				
年 月 日				
証明者 職氏名				
印				

交付した手帳

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の四及び第四十二条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ト(4)中「第一第七号」を「第一第九号」に改める。

別表第三第三号ロを次のように改める。

ロ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び

同法第五条第一項に規定する地方管理空港

別表第三第三号ハ中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

様式第二号（一）の1(8)ア中「第1第7号」を「第1第9号」に改める。

様式第八号（表面）を次のように改める。

（表面）

身 分 証 明 書		第 号
次の者は、埼玉県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定による 立入調査の権限を有する職員であることを証明する。		
写 真		所 属 ・ 職 名
氏 名	
年 月 日 発 行	埼玉県知事 印	

様式第八号（裏面）中「披すい」を「披粹」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第八号の改正規定は、平成

二十三年四月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（一）を次のように改める。

様式第2号(1)

自立支援医療(精神通院医療)意見書(診断書)

氏名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)		男・女
住所			
病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00~F99、G40のいずれかを記載すること。)	ICDコード (1) 主たる精神障害 _____ (<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>) ICDコード (2) 従たる精神障害 _____ (<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>) (3) 身体合併症 _____	重度かつ継続について [病名欄のICDコードがF00~F39、G40以外の場合にチェックすること。] 情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態にあり、計画的かつ集中的な通院医療を継続して行う必要性 有 ・ 無	
発病から現在までの病歴等 (推定発病時期 年 月頃) (推定発病年月、発病状況、治療の経過等を記載すること。)			
現在の病状、状態像等(該当する項目を全てで囲むこと。)	(1) 抑鬱状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂鬱気分 4 その他() (2) そう状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚、易刺激性 4 その他() (3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他() (4) 精神運動興奮・昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他() (5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他() (6) 情動・行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック、汚言 6 その他() (7) 不安・不穏状態 1 強度の不安、恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他() (8) てんかん発作等(けいれん、意識障害) 1 てんかん発作 2 意識障害 3 その他() (9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤 4 その他() ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 エ その他() (10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 3 その他の記憶障害() 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他() 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他() (11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心・活動 4 その他() (12) その他()		
現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等			
障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等の現在の利用状況 自立訓練(生活訓練) 共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム) 居宅介護(ホームヘルプ) 訪問指導 その他の障害福祉サービス等()			
現在の治療内容 1 投薬内容(自立支援医療費(精神通院医療)の対象となる投薬内容を記載すること。) 2 精神療法等 3 訪問看護指示の有無(有 ・ 無) 4 精神科デイケア利用の有無(有 ・ 無)			
今後の治療方針(「有」にチェックした場合は、計画的かつ集中的な通院医療を継続して行う必要性について具体的に記載すること。)			
医師の略歴(「有」にチェックした場合は、次のいずれかをチェックし、必要事項を記載すること。) 精神保健指定医(指定医番号) 精神医療従事年数(年) 3年以上の従事経験を有することが必要			
上記のとおり診断します。 医療機関 所在地 名 称 電話番号		診療担当科名 医師氏名(自署又は記名押印) 年 月 日	

判定会議 意見	要・否
------------	-----

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第

六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号(第5条、第22条関係)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)		男・女																		
住所																					
病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00~F99、G40のいずれかを記載すること。)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード(□ □ □)																				
	(2) 従たる精神障害 _____ ICDコード(□ □ □)																				
	(3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳(有・無)(第 種、 級)																				
初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 年 月 日	診断書作成医療機関の初診年月日 年 月 日																			
発病から現在までの病歴等 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容、入院歴、就労状況等を記載すること。)	(推定発病時期 年 月頃) 器質性精神障害(認知症を除く。)の場合、発症の原因となつた疾患名及びその発症日 (疾患名 年 月 日)																				
現在の病状、状態像等(該当する項目を全てで囲むこと。)																					
<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 抑鬱状態</p> <p>1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮</p> <p>3 憂鬱気分 4 その他()</p> <p>(2) そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚、易刺激性</p> <p>4 その他()</p> <p>(3) 幻覚妄想状態</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 その他()</p> <p>(4) 精神運動興奮・昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶</p> <p>4 その他()</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退</p> <p>4 その他()</p> <p>(6) 情動・行動の障害</p> <p>1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動</p> <p>4 食行動の異常 5 チック、汚言</p> <p>6 その他()</p> <p>(7) 不安・不穏状態</p> <p>1 強度の不安、恐怖感 2 強迫体験</p> <p>3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状</p> <p>5 その他()</p> <p>(8) てんかん発作等(けいれん、意識障害)</p> <p>1 てんかん発作</p> <p>ア 意識障害はないが、随意運動が失われる発作</p> <p>イ 意識を失い行為が途絶するが、倒れない発作</p> <p>ウ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作</p> <p>エ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作</p> <p>2 意識障害 3 その他()</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(9) 精神作用物質の乱用、依存等</p> <p>1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤</p> <p>4 その他()</p> <p>ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病的障害 (状態像の該当項目を で囲むこと。)</p> <p>エ その他()</p> <p>現在の精神作用物質の使用(有・無) (不使用の場合、その期間 年 月から)</p> <p>(10) 知能・記憶・学習・注意の障害</p> <p>1 知的障害(精神遅滞)</p> <p>ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度</p> <p>療育手帳(有・無)(等級等)</p> <p>2 認知症</p> <p>ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度</p> <p>3 その他の記憶障害()</p> <p>4 学習の困難</p> <p>ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他()</p> <p>5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他()</p> <p>(11) 広汎性発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害</p> <p>2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害</p> <p>3 限定した常同的で反復的な関心・活動</p> <p>4 その他()</p> <p>(12) その他()</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)</td> <td></td> </tr> </table>				<p>(1) 抑鬱状態</p> <p>1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮</p> <p>3 憂鬱気分 4 その他()</p> <p>(2) そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚、易刺激性</p> <p>4 その他()</p> <p>(3) 幻覚妄想状態</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 その他()</p> <p>(4) 精神運動興奮・昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶</p> <p>4 その他()</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退</p> <p>4 その他()</p> <p>(6) 情動・行動の障害</p> <p>1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動</p> <p>4 食行動の異常 5 チック、汚言</p> <p>6 その他()</p> <p>(7) 不安・不穏状態</p> <p>1 強度の不安、恐怖感 2 強迫体験</p> <p>3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状</p> <p>5 その他()</p> <p>(8) てんかん発作等(けいれん、意識障害)</p> <p>1 てんかん発作</p> <p>ア 意識障害はないが、随意運動が失われる発作</p> <p>イ 意識を失い行為が途絶するが、倒れない発作</p> <p>ウ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作</p> <p>エ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作</p> <p>2 意識障害 3 その他()</p>	<p>(9) 精神作用物質の乱用、依存等</p> <p>1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤</p> <p>4 その他()</p> <p>ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病的障害 (状態像の該当項目を で囲むこと。)</p> <p>エ その他()</p> <p>現在の精神作用物質の使用(有・無) (不使用の場合、その期間 年 月から)</p> <p>(10) 知能・記憶・学習・注意の障害</p> <p>1 知的障害(精神遅滞)</p> <p>ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度</p> <p>療育手帳(有・無)(等級等)</p> <p>2 認知症</p> <p>ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度</p> <p>3 その他の記憶障害()</p> <p>4 学習の困難</p> <p>ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他()</p> <p>5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他()</p> <p>(11) 広汎性発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害</p> <p>2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害</p> <p>3 限定した常同的で反復的な関心・活動</p> <p>4 その他()</p> <p>(12) その他()</p>			頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)				頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)				頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)				頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)	
<p>(1) 抑鬱状態</p> <p>1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮</p> <p>3 憂鬱気分 4 その他()</p> <p>(2) そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚、易刺激性</p> <p>4 その他()</p> <p>(3) 幻覚妄想状態</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 その他()</p> <p>(4) 精神運動興奮・昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶</p> <p>4 その他()</p> <p>(5) 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退</p> <p>4 その他()</p> <p>(6) 情動・行動の障害</p> <p>1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動</p> <p>4 食行動の異常 5 チック、汚言</p> <p>6 その他()</p> <p>(7) 不安・不穏状態</p> <p>1 強度の不安、恐怖感 2 強迫体験</p> <p>3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状</p> <p>5 その他()</p> <p>(8) てんかん発作等(けいれん、意識障害)</p> <p>1 てんかん発作</p> <p>ア 意識障害はないが、随意運動が失われる発作</p> <p>イ 意識を失い行為が途絶するが、倒れない発作</p> <p>ウ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作</p> <p>エ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作</p> <p>2 意識障害 3 その他()</p>	<p>(9) 精神作用物質の乱用、依存等</p> <p>1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤</p> <p>4 その他()</p> <p>ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病的障害 (状態像の該当項目を で囲むこと。)</p> <p>エ その他()</p> <p>現在の精神作用物質の使用(有・無) (不使用の場合、その期間 年 月から)</p> <p>(10) 知能・記憶・学習・注意の障害</p> <p>1 知的障害(精神遅滞)</p> <p>ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度</p> <p>療育手帳(有・無)(等級等)</p> <p>2 認知症</p> <p>ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度</p> <p>3 その他の記憶障害()</p> <p>4 学習の困難</p> <p>ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他()</p> <p>5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他()</p> <p>(11) 広汎性発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害</p> <p>2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害</p> <p>3 限定した常同的で反復的な関心・活動</p> <p>4 その他()</p> <p>(12) その他()</p>																				
		頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)																			
		頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)																			
		頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)																			
		頻度(月・年 回) 最終発作(年 月 日)																			
現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等																					
検査所見: 検査名、検査結果及び検査時期 ()																					

生活能力の状態（保護的環境ではない場合を想定して判断すること。児童にあつては年齢相応の能力と比較の上で判断すること。）

(1) 現在の生活環境
 1 入院・入所（施設名 _____） 2 在宅（単身・家族等と同居） 3 その他（ _____）

(2) 日常生活能力の判定（項目ごとに該当するものを一つで囲むこと。）

1 適切な食事摂取
 ア 自発的にできる イ 自発的にできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

2 身の清潔保持、規則正しい生活
 ア 自発的にできる イ 自発的にできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

3 金銭管理と買物
 ア 適切にできる イ おおむねできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

4 通院と服薬（要・不要）
 ア 適切にできる イ おおむねできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

5 他人との意思伝達・対人関係
 ア 適切にできる イ おおむねできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

6 身の安全保持、危機対応
 ア 適切にできる イ おおむねできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

7 社会的手続、公共施設の利用
 ア 適切にできる イ おおむねできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

8 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
 ア 適切にできる イ おおむねできるが援助が必要 ウ 援助があればできる エ できない

(3) 日常生活能力の程度
 1 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
 2 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
 3 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
 4 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
 5 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

の具体的程度、状態等

障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等の現在の利用状況
 自立訓練（生活訓練） 共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）
 居宅介護（ホームヘルプ） 訪問指導 生活保護 その他の障害福祉サービス等（ _____）

備考（審査の参考となる事項を記載すること。）

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を同時に必要とする場合は、以下も併せて記載すること。

現在の治療内容

1 投薬内容（自立支援医療費（精神通院医療）の対象となる投薬内容を記載すること。）
 [_____]

2 精神療法等
 [_____]

3 訪問看護指示の有無（有・無） 4 精神科デイケアの利用の有無（有・無）

「重度かつ継続」に関する意見（病名欄のICDコードがF00～F39、G40以外の場合にチェックすること。）
 情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態にあり、計画的かつ集中的な通院医療を継続して行う必要性
 （有・無）

医師の略歴（「有」にチェックした場合は、次のいずれかをチェックし、必要事項を記載すること。）
 精神保健指定医（指定医番号： _____）
 精神医療従事年数（ _____ 年） 3年以上の従事経験を有することが必要

以上のとおり診断します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関所在地
 名称 _____
 電話番号 _____
 診療担当科名 _____
 医師氏名（自署又は記名押印） _____

判定会使用欄	1級	2級	3級	非該当

養老館三十三町中「あて先」や「宛先」に必要の回覧の(用)→中「すべて」
を「全て」に必要の回覧の(用)→必要のものを必要とする。

2 精神障害者保健福祉手帳の新規交付、更新又は障害等級変更について
申請を行う場合は、次の(1)から(3)までのいずれかの書類を添付してくだ
さい((2)又は(3)の書類を添付した場合は、年金事務所、共済組合等に対
し、年金の障害等級等を照会することがあります。)。

- (1) 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
- (2) 障害年金に関する次の 及び の書類
障害年金の年金証書又は年金裁定通知書の写し
直近の年金振込（支払）通知書の写し
- (3) 特別障害給付金に関する次の 及び の書類
特別障害給付金受給資格者証又は特別障害給付金支給決定通知書
の写し

直近の国庫金振込（送金）通知書の写し

添 附

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

調理師製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十二号

調理師製菓衛生師試験委員規則の一部を改正する規則

調理師製菓衛生師試験委員規則（平成十七年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

製菓衛生師試験委員規則

第一条中「調理師製菓衛生師試験委員」を「製菓衛生師試験委員」に改める。

第二条第一項中「調理又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十三号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条から第八条までを削る。

第九条第一項第一号を削り、同項第二号中「第十一条第二項」の下に「及び第十三条第二項」を加え、「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「様式第五号」を「様式第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号及び第七号並びに同条第二項を削り、同条の見出し及び条名を削る。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

調理師名簿訂正・調理師免許証書換え交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

(〒 -)

住 所

氏 名

電話番号 自宅(携帯) ()

勤務先 ()

次のとおり登録事項及び記載事項に変更を生じたので、調理師名簿の訂正及び調理師免許証の書換え交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 養子縁組 転籍 氏名の変更 離婚 帰化 その他()		
変 更 年 月 日		年 月 日	

変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本 籍 地 (国 籍)	都道 府県		都道 府県	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名				
通 称				
生 年 月 日	年 月 日			

添付資料

1 調理師免許証

2 戸籍の謄本又は抄本(外国人の場合は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2項の登録原票記載事項証明書)

注 印欄は、外国人で調理師免許証に通称の併記を希望する場合に記入すること。

様式第2号

受 付 印 欄

調理師名簿登録消除申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

(〒 -)

住 所

氏 名

登録者との続柄

電 話 番 号 自宅(携帯) ()

勤務先 ()

次のとおり調理師名簿の登録を消除したいので、申請します。

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
申請理由	本人申請	死亡	失踪
申請理由の 生じた年月日	年 月 日		
ふりがな	(氏)	(名)	
登録者の 氏 名			
登録者の 生年月日	年 月 日		

添付書類

調理師免許証

様式第3号

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

調理師免許証再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

(〒 -)

住 所

氏 名

電話番号 自宅(携帯) ()

勤務先 ()

次のとおり調理師免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
通 称			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

添付書類

調理師免許証を破り、又は汚したときは、その免許証
注 印欄は、外国人で調理師免許証に通称名が併記されている場合に記入すること。

様式第四号から様式第八号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定による調理師試験に合格した者については、改正前の調理師法施行細則第六条、第七条第二項、第九条第一項第七号及び第二項、様式第七号並びに様式第八号の規定は、なおその効力を有する。

規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十四号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「又は工事の完了の届出の」を「若しくは工事の完了の届出の内容の公表又は条例第二十二条の五の規定による建築物環境性能表示の表示の届出の内容の」に、「又は工事の完了の届出が」を「若しくは工事の完了の届出又は当該建築物環境性能表示の表示の届出が」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特定マンション）

第十二条の二 条例第二十二条の二第一項の規則で定める建築物は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める建築物とする。

一 新築の場合 住居の用に供する部分（当該住居の用に供する部分に係る廊下、階段その他その共用に供すべき部分を含む。次号において同じ。）の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

二 増築又は改築の場合 増築又は改築に係る住居の用に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

（建築物環境性能表示の表示を要する広告）

第十二条の三 条例第二十二条の三第一項の規則で定める広告は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特定マンションの分譲価格及び住居の用に供する部分の間取りが表示されているものとする。

一 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載される広告（広告に係る面積が六万二千三百七十平方ミリメートル以下であるものを除く。）

二 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成される広告

三 インターネットを利用する広告

（建築物環境性能表示の表示等の期間の終期）

第十二条の四 条例第二十二條の三第一項及び第二項並びに第二十二條の六の規則で定める日は、特定マンションの新築等に係る工事が完了した日から一年を経過する日とする。

（建築物環境性能表示の届出）

第十二條の五 条例第二十二條の四の規則で定める日は、同條のそのいずれか早い日（同條後段の場合にあつては、変更後の建築物環境性能表示を最初に表示し、又は最初に表示させた日のいずれか早い日）から十五日を経過する日とする。

2 条例第二十二條の四の規定による届出は、様式第七号の二の建築物環境性能表示の表示（変更）届出書によりしなければならない。

様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第7号の2（第12条の5関係）

建築物環境性能表示の表示（変更）届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 ㊟
〔 個人事業者にあつては、住所
及び氏名（自署又は記名押印）
電話番号

建築物環境性能表示を 最初に表示した（最初に表示させた）
変更して最初に表示した（変更して最初に表示させた） ので埼玉県地

球温暖化対策推進条例第22条の4前段（後段）の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地	
特定建築物環境配慮計画 提出年月日	年 月 日	
建築物環境性能表示を 表示した者	特定マンション建築主 販売代理者等	
販売代理者等に関する事項	主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 （個人事業者にあつては、住所及び氏名） 電話番号	
建築物環境性能表示を （変更して）最初に表示 し、又は表示させた日	年 月 日	
連絡先	所属部署 職・氏名 電話番号	
受付 処理 欄	受付年月日	備 考
	年 月 日	
	整理番号	

- 注 1 表示した場合・表示させた場合の別又は表示・変更表示の別については、 で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。
- 2 販売代理者等に関する事項の欄は、他人に特定マンションの販売の代理又は媒介をさせた場合において、当該特定マンションの販売を目的とする広告中に建築物環境性能表示を表示させたときに記載すること。
- 3 建築物環境性能表示を表示し、若しくは表示させた広告又はそれらの写し（色彩を識別することができるものに限る。）を添付すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第十二条の次に四条を加える改正規定中第十二条の二に係る部分は、公布の日から施行する。

規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第一号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項中「部分休業」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項に規定する部分休業をいう。）」を加え、「地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条」を「同項」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（修学部分休業）

第四条 技能職員の修学部分休業（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業をいう。）については、同項の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「又は同条例第二十七条」を「若しくは同条例第二十七条又は職員
の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」に
改める。

第十二条の二第一項第三号及び第十二条の四第二項中「育児休業をし」の下に「
法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九 自己啓発等休業職員（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている学校職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中「同法第二十八条の五第一項」を「法第二十八条の五第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「同法第十七条」を「育児休業法第十七条」に、「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 自己啓発等休業職員として在職した期間については、その二分の一の期間

四 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務し

なかつた期間については、その二分の一の期間

第八条第二号中「又は第四号」を「、第四号、第八号又は第九号」に改め、同条第六号を削る。

第十二条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「同法第二条第二項」を「補償法第二条第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第九号に掲げる学校職員として在職した期間

第十二条第二項に次の一号を加える。

十 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務し

なかつた期間

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第四条第二項中「大学院修学休業をし」の下に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第十四条第一項中「地方公務員法」を「法」に、「同法第二十八条の五第一項」を「法第二十八条の五第一項」に、「同法第十七条」を「育児休業法第十七条」に改め、同条第二項中「県職員条例第十八条」の下に「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第五号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「並びに条例第十二条の五第三項」を「、条例第十二条の五第三項並びに職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第六号

学校職員の時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則（平成二十二年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の給料の半減に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の給料の半減に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。)附則第六項に規定する給料の半減に關し必要な事項を定めるものとする。

(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)

第二条 給与条例附則第六項の教育委員会規則で定める手当は、へき地手当(給与条例第十条の三の規定による手当を含む。)とする。

(勤務しない期間の範囲)

第三条 給与条例附則第六項の勤務しない期間には、特定病気休暇(次に掲げる場合における病気休暇(以下「公務傷病休暇等」という。))以外の病気休暇をいう。以下同じ。)の日(一日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の週休日(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。))第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。)、勤務時間条例第十条に規定する学校職員の休日(勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した学校職員にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休日)その他の勤務しない日(一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、公務傷病休暇等の日その他の埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。))が定める日を除く。)が含まれるものとする。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。))により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

二 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)第十一条第三項第三号の規定に該当する場合

(給料の半額を減ずる日)

第四条 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して九十日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して九十日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前二項の規定の適用については、公務傷病休暇等の期間その他の教育委員会が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

（給料の日割計算）

第五条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

（補足）

第六条 この規則に定めるもののほか、給料の半減に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第八号

則 埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

（埼玉県立高等学校管理規則の一部改正）

第一条 埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八号第三項の表中

職		
職	担当課長	職
職務		上司の命を受け、担任する理し、その事務を処理する員を指揮監督する。

	事務を掌ため、職	
職	担当部長	職
職員の種類	担当課長	職務
		上司の命を受け、特に指定事項を掌理し、その事務を処理め、職員を指揮監督する。 上司の命を受け、担任する事理し、その事務を処理するた員を指揮監督する。

	れた事 するた
--	------------

務を掌 め、職

に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の表中

職	職員の種類	職	務
担当課長		上司の命を受け、担任する事 理し、その処理について職員 監督する。	

務を掌 を指揮

を

職	職員の種類	職	務
担当部長		上司の命を受け、特に指定された 項を掌理し、その事務を処理する め、職員を指揮監督する。	
担当課長		上司の命を受け、担任する事務を 理し、その処理について職員を指 監督する。	

事	掌	揮
---	---	---

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（病気休暇）

第十一条 条例第十四条の県教育委員会規則で定める日は、第三項第一号及び第三号に掲げる場合における病気休暇を使用した日並びに当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日、学校職員の代休その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（以下この条において「除外日」という。）とする。

2 条例第十四条本文並びに次項第四号及び第五号の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として県教育委員会が定める場合にあつては、その日数を考慮して県教育委員会が定める期間）の特定病気休暇（次項第一号から第三号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下この条において同じ。）を使用した学校職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた学校職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の県教育委員会が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（次項第五号において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 条例第十四条ただし書の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる

場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号及び第三号から第五号までの規定は、第二号に掲げる学校職員には適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 その療養に必要な期間

二 地方公務員法第二十二条第二項、育児休業法第六条第一項第二号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第三百二十五号）第三条第一項に規定する臨時的任用に係る学校職員又は地方公務員法第二十二条第一項に規定する条件附採用の期間中の学校職員が負傷し、又は疾病にかかった場合 その療養に必要な期間

三 定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で断続的に病気休暇を使用することにつき、県教育委員会がその療養を必要と認める場合 その療養に必要な期間

四 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この号において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この号において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 当該九十日に特定負傷等に係る特定病気休暇としてその療養に必要な期間を加えた期間（特定負傷等の日以後、除外日を除いて連続して九十日までの期間内に限る。）

五 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 当該九十日及び当該明らかに異なる負傷又は疾病に係る特定病気休暇としてその療養に必要な期間を加えた期間（除外日を除いて連続して九十日までの期間内に限る。）

4 療養期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日、学校職員の代休その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、条例第十四条本文並びに第二項、前項第四号及び第五号の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

5 病気休暇は、必要に応じて一日又は一時間を単位とすることができる。ただし、

特定病気休暇の期間の計算については、一日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、一日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

第十九条（見出しを含む。）中「病気休暇、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（埼玉県立高等学校管理規則の一部改正）

2 埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「十日」を「八日」に改める。

規 則

埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立総合教育センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立総合教育センター管理規則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中「埼玉県立総合教育センター深谷支所及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

2 学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条第二十五号」を「第二条第二十四号」に改める。

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号。以下「公務災害補償条例施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

別表第二第七級の項第十二号中「女子の外貌^{ぼう}」を「外貌」に改め、同表第九級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第二第十二級の項第十四号を削り、同項第十五号中「女子の外貌^{ぼう}」を「外貌」に改め、同号を同項第十四号とし、同表第十四級の項第十号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条に規定する学校医等（以下単に「学校医等」という。）が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に同日前に変更があったときに存した障害に係る公務災害補償条例施行規則別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

3 学校医等が施行日前に公務上死亡した場合（同日以後に埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号。以下「公務災害補償条例」という。）第九条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹（以下「夫等」という。）の障害の状態に変更があったとき又は同条例第十条第四項に規定する場合において同項の遺族補

償年金を受ける妻が同項第二号に該当するに至ったときを除く。)又は同日前に同条例第十三条第一項第二号に該当することとなった場合における当該学校医等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

4 学校医等が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(改正前の公務災害補償条例施行規則別表第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。)については、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から改正後の公務災害補償条例施行規則別表第二の規定を適用する。

5 学校医等が平成二十二年六月十日から施行日の前日までの間に公務上死亡し、若しくは当該期間において公務災害補償条例第十三条第一項第二号に該当することとなった場合であつて、当該学校医等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害(改正前の公務災害補償条例施行規則別表第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。)又は当該期間において夫等の障害の状態に変更があつたときに存した障害(改正前の公務災害補償条例施行規則別表第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。)の状態の評価については、第三項の規定にかかわらず、それぞれ当該学校医等が死亡した日又は当該変更があつた日から改正後の公務災害補償条例施行規則別表第二の規定を適用する。

規 則

埼玉県立スポーツ研修センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第十二号

埼玉県立スポーツ研修センター管理規則を廃止する規則

埼玉県立スポーツ研修センター管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一 五九

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則

規則の分類に関する規則（埼玉県人事委員会規則一 二）の一部を次のように改正する。

「二〇〇の系列 任期付職員

本則中「二〇〇の系列 任期付職員」を 二一〇の系列 修学部分休業

二二〇の系列 自己啓発等休業」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

給料の半減に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二四

給料の半減に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。) 附則第十項に規定する給料の半減に関し必要な事項を定めるものとする。

(半減前の給料の額が算定の基礎となる手当)

第二条 給与条例附則第十項の委員会規則で定める手当は、特地勤務手当(給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。)とする。

(勤務しない期間の範囲)

第三条 給与条例附則第十項の勤務しない期間には、特定病気休暇(次に掲げる場合における病気休暇(以下「公務傷病休暇等」という。))以外の病気休暇をいう。以下同じ。)(の日)(一日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。)(のほか、当該療養期間中の週休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。))第三条第一項、第四条及び第五条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。))第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。)、勤務時間条例第八条第一項に規定する職員の休日(勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日)、学校職員勤務時間条例第十条に規定する学校職員の休日(学校職員勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した学校職員にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休日)(その他の勤務しない日)(一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、公務傷病休暇等の日その他の埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。))が定める日を除く。)(が含まれるものとする。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

二 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）第十条第三項第三号又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）第十一条第三項第三号の規定に該当する場合

（給料の半額を減ずる日）

第四条 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して九十日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（一回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して九十日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前二項の規定の適用については、公務傷病休暇等の期間その他の人事委員会が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

（給料の日割計算）

第五条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、給料の半減に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇により勤務しない職員に対する第四条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成二十三年四月一日前から結核性疾患」と、「九十日」とあるのは「一年」と、同条第二項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成二十三年四月一日前から結核性疾患」と、「九十日」とあるのは「一年」

規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二五

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一一〇）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「育児休業をし」の下に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第八条中「同法第二条第二項」を「補償法第二条第二項」に改める。

第十一条第一項中「当り」を「当たり」に改める。

第十五条第一項中「地方公務員法」を「法」に、「同法第二十八条の五第一項」を「法第二十八条の五第一項」に、「同法第十七条」を「育児休業法第十七条」に改め、同条第四項中「条例第十八条」の下に「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二六

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 八四六）の一部を次のように改正する。

第五条中「、第十九条第四項及び第五項並びに第十九条の四第三項」を「、条例第十九条第四項及び第五項、条例第十九条の四第三項並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二七

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二四）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「又は同条例第二十六条」を「若しくは同条例第二十六条又は職員
の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」に
改める。

第十二条の二第一項第三号及び第十二条の四第二項中「育児休業をし」の下に「、
法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二八

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 六三一）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二九

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九 自己啓発等休業職員（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中「同法第二十八条の五第一項」を「法第二十八条の五第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「同法第十七条」を「育児休業法第十七条」に、「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 自己啓発等休業職員として在職した期間については、その二分の一の期間

四 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務し

なかつた期間については、その二分の一の期間

第八条第二号中「第五号まで」の下に「及び第九号」を加える。

第十二条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「同法第二条第二項」を「補償法第二条第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業職員として在職した期間

第十二条第二項に次の一号を加える。

十 法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一三 四

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（病気休暇）

第十条 条例第十二条の委員会規則で定める日は、第三項第一号及び第三号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、職員の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日（以下この条において「除外日」という。）とする。

2 条例第十二条本文並びに次項第四号及び第五号の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として任命権者が委員会と協議して定める場合にあつては、その日数を考慮して任命権者が委員会と協議して定める期間）の特定病気休暇（次項第一号から第三号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下この条において同じ。）を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の任命権者が委員会と協議して定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（次項第五号において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 条例第十二条ただし書の委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合と

し、その期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号及び第三号から第五号までの規定は、第二号に掲げる職員には適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 その療養に必要な期間

二 臨時的任用に係る職員及び条件附採用期間中の職員が負傷し、又は疾病にかかった場合 その療養に必要な期間

三 定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で、任命権者が委員会と協議して当該通院加療のため病気休暇を使用することが必要と認められる場合 その療養に必要な期間

四 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この号において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この号において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 当該九十日に当該特定負傷等に係る特定病気休暇としてその療養に必要な期間を加えた期間（特定負傷等の日以後、除外日を除いて連続して九十日までの期間内に限る。）

五 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 当該九十日及び当該明らかに異なる負傷又は疾病に係る特定病気休暇として除外日を除いて連続して九十日までの期間内においてその療養に必要な期間

4 条例第十二条本文並びに第二項、前項第四号及び第五号の規定の適用については、療養期間中の週休日、時間外勤務代休時間全指定日、職員の休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、特定病気休暇を使用した日とみなす。

5 特定病気休暇以外の病気休暇の期間の計算については、その期間中に週休日、時間外勤務代休時間全指定日、職員の休日、代休日を含むものとする。

6 病気休暇は、必要に応じて一日又は一時間を単位とすることができる。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、一日以外を単位とする特定病気休暇を使

用した日は、一日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

第十八条（見出しを含む。）中「病気休暇、」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一八 八

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八 六）の一部を次のように改正する。

第六条中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第十二条とする。

第五条中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（条例第三十条第二号口の委員会規則で定める非常勤職員）

第十一条 条例第三十条第二号口の委員会規則で定める非常勤職員は、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

第四条中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第九条とする。

第三条の見出し中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条中「埼玉県人事委員会規則で定める日」を「委員会規則で定める日」に改め、同条を第八条とする。

第二条の見出し中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条第一項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）を「条例」に、「埼玉県人事委員会規則で定める期間」を「委員会規則で定める期間」に改め、同項第二号中「第五号まで」の次に「及び第九号」を加え、「及び第四号」を「、第四号及び第九号」に改め、同条第二項中「埼玉県人事委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第七条とし、第一条の次に次の五条を加える。

（条例第二条第三号の委員会規則で定める非常勤職員）

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）第二条第三号本文の埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。

一 条例第二条の二第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子

の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（条例第二条第三号八の委員会規則で定める非常勤職員）

第三条 条例第二条第三号八の委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

（条例第二条の二第二号の委員会規則で定める場合）

第四条 条例第二条の二第二号の委員会規則で定める場合は、非常勤職員が育児休業に係る子についてしようとする育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は配偶者がする育児休業の期間の初日前である場合とする。

（条例第二条の二第二号の委員会規則で定める日）

第五条 条例第二条の二第二号の委員会規則で定める日は、非常勤職員が育児休業に係る子についてしようとする育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日とする。

（条例第二条の二第三号の委員会規則で定める場合）

第六条 条例第二条の二第三号の委員会規則で定める場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。

一 条例第二条の二第三号に規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二第三号に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過していない場合

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則二一 一

職員の修学部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 職員の修学部分休業に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(条例第二条第二項第七号の埼玉県人事委員会規則で定める教育施設)

第二条 職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。)第二条第二項第七号の埼玉県人事委員会規則で定める教育施設は、職員の公務に関する能力の向上に資する教育施設として、任命権者が埼玉県人事委員会と協議して定めるものとする。

(条例第三条第一項の埼玉県人事委員会規則で定めるもの)

第三条 条例第三条第一項の埼玉県人事委員会規則で定めるものは、特殊勤務手当のうち手当の額が月額で定められているものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則二二一

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 職員の自己啓発等休業に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第二条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号。以下「条例」という。)(第三条の埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。))で定める場合は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院の課程(同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)(又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。))の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないもの(に在学してその課程を履修する場合とする。)

(条例第四条第八号の委員会規則で定める教育施設)

第三条 条例第四条第八号の委員会規則で定める教育施設は、職員の公務に関する能力の向上に資する教育施設として、任命権者が埼玉県人事委員会と協議して定めるものとする。

(条例第十条の委員会規則で定める日)

第四条 条例第十条の委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 二二一)第三十二条に規定する昇給日とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第一号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（修学部分休業をする者の給与）

第八条の三 技能職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条の例による。

（自己啓発等休業をする者の給与）

第八条の四 技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

別表第二の四級の項中「 」を「 」に改め、同表の五級の項中「 」を「 」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（修学部分休業を取得する者の給与）

第八条の三 技能職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び第二項の例による。

（自己啓発等休業をする者の給与）

第八条の四 技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

別表第五を次のように改める。

別表第五（第五条関係）

番号	勤務箇所	業務
一	加須げんきプラザ及び大滝げんきプラザ	利用者の応接及び指導
二	総合教育センター江南支所	実習生若しくは研修生の生活指導又は農場若しくは家畜の管理
三	高等学校	農業に関する学科若しくは総合学科の施設（農業に関する科目の履修のためのものに限る。）又は農場の管理

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ライフサポートむさし
- 三 代表者の氏名
牧野 恵造
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市くすのき台三丁目十六番地の六 ビジュー所沢くすのき台百一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民の生活に必要な情報提供を行い、地域に当事者意識でかわる事が大切であるという認識のもと、地域内コミュニケーションを活発にする事で、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本少年野球研究所
- 三 代表者の氏名
佐藤 洋
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市円光一丁目十二番四十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は少年野球を愛する子ども達をはじめ少年野球活動に携わるすべての人々に対し、野球というスポーツを通じて、「子」「親」「指導者」「地域」が一体となりながら野球活動全般にわたる研究・普及・促進事業を実施すると共に、指導者及び子ども達の育成事業により心身の健やかな成長を促し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国つながる会
- 三 代表者の氏名
佐々木 裕 介
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区大字南中野三百六十五番地 ロワールマンション三〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、独居高齢者及び地域の高齢者を中心に広く一般市民に対して自己の人生を自立的に全うするために必要な生活支援や葬送支援、地域福祉に関する情報提供事業を行い、福祉の増進、まちづくりの推進、人権擁護及び雇用機会の拡充を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たすけあいワーカーズこの指とまれ

三 代表者の氏名

井 瀧 佐智子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目五番三号ひゅうまんポスト内

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「、久喜市」を削る。

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考一口(2)中「及び二に規定する菖蒲南部産業団地の区域」を削り、同表の備考一二中「並びに久喜市菖蒲町三箇及び菖蒲町台に存する菖蒲南部産業団地の区域」を削る。

告 示

埼玉県告示第二百九十号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

「、久喜市」を削る。

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「久喜市」を削る。

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
根本 一成	心臓機能障害	総合診療科	医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	桶川市坂田一七二六	平成二十二年六月一日
田中 伸哉	肢体不自由	整形外科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十二年九月一日
小野尾 敦彦	視覚障害	眼科	三郷中央総合病院	三郷市幸房七四五	平成二十三年一月十一日
白坂 邦隆	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市持田三七六	同
中島 規幸	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	耳鼻咽喉科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一五〇	同
廣瀬 壯	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	耳鼻咽喉科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一五〇	同
山口 晋太郎	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そ しやく機能障害	耳鼻咽喉科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一一五〇	同
仲 博美	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科みどりクリニック	狭山市入間川一三一二 ラス三〇一―A スカイテ	同
吉川 衛	聴覚障害	耳鼻咽喉科	医療法人愛應会 騎西クリニック病院	加須市日出安一三一三一	同
高峰 敦	聴覚障害	耳鼻咽喉科	三郷中央総合病院	三郷市幸房七四五	同
狩野 友昭	平衡機能障害、音声・言語機能障害	脳神経外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八一	同
山中 泉	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	神経内科	医療法人新医療会 明生リハビリテーション病院	所沢市東狭山ヶ丘四―二六八一―二	同
蓮江 正光	肢体不自由	整形外科	医療法人 蓮江病院	久喜市本町一―七―一二	同
阿久津 武史	肢体不自由	整形外科	医療法人光仁会 春日部厚生病院	春日部市緑町六一―一―四八	同

小川	剛史	肢体不自由	整形外科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同
栗田	浩樹	肢体不自由	脳神経外科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
豊岡	輝繁	肢体不自由	脳神経外科	埼玉県厚生連幸手総合病院	幸手市東四―一四―二四	同
景山	寛志	肢体不自由	脳神経外科	埼玉県厚生連幸手総合病院	幸手市東四―一四―二四	同
村上	てるみ	肢体不自由	小児科	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会栗橋病院	久喜市小右衛門七―四―六	同
池内	尚司	肢体不自由	救急科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
井坂	直秀	肢体不自由	外科	みずほ台病院	富士見市西みずほ台二―九―五	同
高根	裕史	じん臓機能障害	内科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
竹田	徹朗	じん臓機能障害	腎臓内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
高橋	渉	呼吸器機能障害	外科・呼吸器外科	医療法人社団清幸会 行田中央総合病院	行田市富士見町二―一七―一七	同
安東	克征	ぼうこう又は直腸機能障害、肝臓機能障害	外科	医療法人 安東病院	川口市芝三―七―一二	同
新井	庸倫	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	藤間病院	熊谷市末広二―一三七	同
湯橋	崇幸	肝臓機能障害	消化器外科、整形外科	医療法人 十善病院	加須市愛宕一―九―一六	同
宮内	智夫	肝臓機能障害	内科	医療法人一心会 伊奈病院	北足立郡伊奈町小室九四一九	同
宮永	禎子	肝臓機能障害	内科	鳳永病院	草加市谷塚町四一三	同
宮澤	光男	肝臓機能障害	消化器外科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
清水	広久	肝臓機能障害	外科	埼玉成恵会病院	東松山市石橋一七二一	同

辻川 昭仁
鈴木 剛

肝臓機能障害
肝臓機能障害

内科
消化器内科

齋藤記念病院
社会医療法人財団石心会

狭山病院

川口市並木四―六―六
狭山市鶴ノ木一―三三

同
同

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
寺島 萬里子	心臓機能障害	医療生協さいたま生活協同組合 川口診療所	川口市仲町一 三六	平成九年三月三十一日
山里 将瑞	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成十七年四月一日
布施 明	肢体不自由	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成十八年九月十二日
林 静馬	肢体不自由	林歯科・整形外科	鴻巣市東一 四 一八	平成十九年六月九日
片山 哲二	肢体不自由	介護老人保健施設はなぶさ	熊谷市玉井三三六一	平成十九年十二月二十一日
濱田 隆正	ぼうこう又は直腸機能障害	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成二十年四月一日
須谷 顕尚	呼吸器機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七一	平成二十一年三月三十一日
榎本 光信	心臓機能障害	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成二十一年七月六日
肥後 隆三郎	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七一	平成二十一年七月三十一日
二階堂 洋史	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由	医療法人財団聖蹟会 埼玉県中央病院	桶川市坂田一七二六	平成二十一年十二月三十一日

小	関	一	英	肢体不自由	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成二十二年一月一日
吉	村	一	良	じん臓機能障害、 又は直腸機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七 一	平成二十二年三月三十一日
中	野	達	也	ぼうこう又は直腸機能障 害、小腸機能障害	秩父市立病院	秩父市桜木町八 九	平成二十二年三月三十一日
吉	田	文	香	心臓機能障害、呼吸器機能 障害、小腸機能障害	小川赤十字病院	比企郡小川町小川一五二五	平成二十二年三月三十一日
肥	田	泰		肢体不自由	埼玉協同病院	川口市木曾呂一三一七	平成二十二年四月一日
島	津	邦	男	肢体不自由、免疫機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十二年四月六日
蓮	江	国	彦	肢体不自由	医療法人 蓮江病院	久喜市本町一 七 一二	平成二十二年八月十六日
廣	原	公	昭	肢体不自由	川島領診療所	比企郡川島町白井沼三七一 一	平成二十二年九月十九日
重	森	裕		肢体不自由	春日部市立病院	春日部市中央七 二 一	平成二十二年十月三日
八	坂	篤		肢体不自由	埼玉療育園	大里郡寄居町藤田一七九 一	平成二十二年十一月二十五日

大友 弘道	肢体不自由	大友外科整形外科	北本市本町六 二八四	平成二十二年十一月二十六日
吉川 由繪	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そ しゃく機能障害	佐々木耳鼻咽喉科クリニック	蕨市中央三 一〇六	平成二十二年十一月二十六日
上床 典康	じん臓機能障害	医療法人社団康成会 パークタウンクリ ニツク	所沢市並木三 一 一〇一	平成二十二年十一月二十九日
木元 茂雄	肢体不自由	木元整形脳神経外科医院	熊谷市上川上四九一 一	平成二十二年十一月二十九日
杉本 秀芳	肝臓機能障害	彩のクリニツク	所沢市小手指町四 一 一	平成二十二年十一月三十日
池田 重雄	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十二年十一月三十日
八百板 沙	肢体不自由	医療法人 八百板整形外科医院	鳩ヶ谷市本町四 四 一〇	平成二十二年十一月三十日
大日方 薫	肢体不自由	越谷市立病院	越谷市東越谷十 四七 一	平成二十二年十二月一日
福島 喬	肢体不自由	福島医院	上尾市愛宕二 一八 二五	平成二十二年十二月十日
齋藤 圭子	呼吸器機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十二年十二月十八日
町田 良夫	肢体不自由	町田整形外科医院	所沢市松葉町四 二二	平成二十二年十二月二十八日

佐藤和己	呼吸器機能障害	医療法人財団聖蹟会 埼玉県中央病院	桶川市坂田一七二六	平成二十二年十二月三十一日
齋藤晃	肝臓機能障害	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭二一六七一	平成二十二年十二月三十一日
冠木敦子	視覚障害	医療法人 冠木医院	熊谷市本石一 一二八	平成二十三年一月十二日
金子文彦	肝臓機能障害	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六 一〇〇	平成二十三年二月一日
北俊文	呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	藤村病院	上尾市仲町一 八三三	平成二十三年二月二十三日
中之坊学	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてしく機能障害	しんとこ耳鼻咽喉科医院	所沢市松葉町二四 九 柘植ビル二階	平成二十三年三月三十一日

告示

埼玉県告示第二百九十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり平成二十三年三月二日付けで指定した。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

社団法人埼玉県計量協会

二 所在地

さいたま市北区櫛引町二丁目二百五十四番地一 埼玉県計量検定所内

三 指定期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

埼玉ふれあい拠点運営共同事業体

東京都千代田区三番町二番地

二 指定の期間

施設の供用開始の日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、北葛飾郡杉戸町坂齊忠造ほか二十人からの安戸・田宮土地改良区設立の認可申請を平成二十三年三月十日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十三年三月二十二日から

平成二十三年四月十九日まで

二 縦覧場所

春日部市役所、幸手市役所、杉戸町役場

告示

埼玉県告示第二百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
赤坂 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
赤坂 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
赤坂 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
夏内 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
向山 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂元 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
日影 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下ノ萱戸 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

岩田上郷2																																
岩田上郷1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷8	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷7	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷6 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷6 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷5 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷5 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷5 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	井戸下郷2 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

区域の名称	土砂災害特別警戒	区域	土砂災害特別警戒	原因となる自然	土砂災害の発生	防止するために行
中丸			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	急傾斜地の崩壊
和田沢			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
井戸沢			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
天神沢			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
上田中沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
下田中沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
坂本沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
田中沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
長谷田沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	
落合沢			平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。		土石流	

日影 1	坂元 2	向山 1	夏内 1	赤坂 3	赤坂 2	赤坂 1	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	現象の種類
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項

	<p>秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>蕪木 1 1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>蕪木 1 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>蕪木 1 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>蕪木 2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>蕪木 3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>蕪木 4</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

蕪木 5 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
蕪木 5 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
井戸下郷 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
井戸下郷 2 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
井戸下郷 2 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
井戸下郷 3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
井戸下郷 4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

	井戸下郷 5 1		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
	井戸下郷 5 2		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
	井戸下郷 5 3		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
	井戸下郷 6 1		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
	井戸下郷 6 2		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
	井戸下郷 7		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。
	井戸下郷 8		平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。

日向1	柘屋2	柘屋1	藤倉和田	藤倉日影	藤倉下原2	藤倉下原1	
平面図等を埼玉県 に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び長瀨町役場 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び長瀨町役場 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
日向2	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
杭根ノ内	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
日向4	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
花阪	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
藤倉新井	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
日向3	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>

日向小菅	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
藤倉桔梗指	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
中丸	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
和田沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
井戸沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
天神沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
上田中沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて

	縦覧に供する。		縦覧に供する。
下田中沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
坂本沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
田中沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
長谷田沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。
落合沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号五十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区四画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千五百六万六千円

ロ 保留地番号五十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区九画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百九十八・九三平方メートル

(3) 予定価格

二千四百七万五千三百円

ハ 保留地番号五十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十七街区一画地（八潮市大字大原六百四番）

(2) 地積

二百四十四・六八平方メートル

(3) 予定価格

三千六百二十一万二千六百四十円

ニ 保留地番号六十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二画地（八潮市大字大原六百九番外）

(2) 地積

五百三十九・四六平方メートル

(3) 予定価格

七千三百九十万六千二十円

ホ 保留地番号六十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区一画地（八潮市大字坊四百八十番五外）

(2) 地積

百八十六・六五平方メートル

(3) 予定価格

三千二百十万三千八百円

ヘ 保留地番号六十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区二画地（八潮市大字坊四百七十九番一外）

(2) 地積

百八十五・四二平方メートル

(3) 予定価格

二千九百八十五万二千六百二十円

ト 保留地番号六十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区三画地（八潮市大字坊四百七十九番一外）

(2) 地積

百八十五・四二平方メートル

(3) 予定価格

二千九百八十五万二千六百二十円

チ 保留地番号六十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区七画地（八潮市大字坊四百二十六番七外）

(2) 地積

百八十六・九九平方メートル

(3) 予定価格

三千十万五千三百九十円

リ 保留地番号六十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十三画地（八潮市大字

垢四百七十九番三外）

(2) 地積

百八十七・八七平方メートル

(3) 予定価格

三千二十四万七千七十円

又 保留地番号六十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十四画地（八潮市大字

垢四百七十九番一外）

(2) 地積

百八十七・八七平方メートル

(3) 予定価格

三千二十四万七千七十円

ル 保留地番号七十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十五画地（八潮市大字

垢四百七十九番一外）

(2) 地積

百七十・二七平方メートル

(3) 予定価格

二千八百二十六万四千八百二十円

ヲ 保留地番号二十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十街区十五画地（八潮市大字大

原五百三十三番一外）

(2) 地積

二百六十一・三一平方メートル

(3) 予定価格

四千二百五十九万三千五百三十円

ワ 保留地番号五十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十四街区八画地（八潮市大字圀
四百三十四番）

(2) 地積

二百四十二・四八平方メートル

(3) 予定価格

三千四百六十七万四千六百四十円

カ 保留地番号五十五―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十四街区九画地（八潮市大字圀
四百三十三番外）

(2) 地積

二百三十二・五〇平方メートル

(3) 予定価格

三千三百七十一万二千五百円

コ 保留地番号五十五―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十四街区十七画地（八潮市大字
圀四百三十一番外）

(2) 地積

二百三十三・九四平方メートル

(3) 予定価格

三千八十八万八千円

ク 保留地番号五十六―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十五街区二十画地（八潮市大字
圀四百二十一番）

(2) 地積

二百二十五・三一平方メートル

(3) 予定価格

三千四百九十二万三千五十円

レ 保留地番号五十六―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十五街区二十三画地（八潮市大字圀四百二十一番）

(2) 地積

二百二十五・三一平方メートル

(3) 予定価格

三千四百九十二万三千五十円

ソ 保留地番号四十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十六街区二画地（八潮市大字圀三百六十六番一）

(2) 地積

百四十五・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千二百十八万五千円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十三年四月四日（月）から同年五月十三日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十三年五月二十二日（日）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所二階会議室

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百三十三号

三芳町から富士見都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジオ課において縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上尾蓮田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>上尾市二ツ宮九八一番五地先から 同市二ツ宮九八六番一地先まで</p>		区 間
七・三〇〽一〇・八三	七・三〇〽八・四三	敷地の幅員 (メートル)
九八・四七		延長 (メートル)
<p>道路法第二十四条 に基づく承認工 事による。</p>		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

上尾蓮田線	路 線 名
上尾市二ツ宮九八一番五地先から 同市二ツ宮九八六番一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年三月十八日	供用開始の期日
平成二十三年三月十八日埼玉県 北本県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路予定区域の供 用開始である。 延長九八・四七メートル	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越日高線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	川越市今成四丁目一〇〇番六〇〇 地先から同市今成四丁目一六番四七 地先まで	区 間
一五・〇〇	一三・六〇	敷地の幅員 (メートル)
四六・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

<p>川越日高線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市今成四丁目一〇〇番六四地 先から同市今成四丁目一六番四七地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長四六・〇 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鯨井狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	川越市大字上戸字山王原三一五番 四九地先から同市大字上戸字山王原 三一五番四七地先まで	区 間
一一・六六 一三・八六	九・六六 一〇・七四	敷地の幅員 (メートル)
	三一・三〇	延長 (メートル)
	道路改築工事	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

<p>鯨井狭山線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市大字上戸字山王原三一五番 四九地先から同市大字上戸字山王原 三一五番四七地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三一・三 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

路線名	葛飾吉川松伏線
供用開始の区間	吉川市大字道庭字井堀向一七八番一地先から同市大字木売字井堀向道下四五番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年三月十九日
備考	平成四年十一月二十七日付け埼玉県告示第一六三五号における道路区域の一部供用開始である。延長一四四〇メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四一 番一 地先 まで	三郷市田中新田字中ノ割一四六番三 一 地先 から 同市 田中 新田 字上 ノ割 一	区 間
三・〇〇 〽 七・五〇		敷地の幅員 (メートル)
三一四・〇〇		延長 (メートル)
対策 工事	国土交通省東金町地 区他1力所堤防浸透	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

<p>三郷幸手自転車道線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市田中新田字中ノ割一四六番三二地 先から同市田中新田字上ノ割一四四番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十三年三月十八日 付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第六号で告 示した道路区域の供用開 始である。延長三二四・〇 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
三郷市早稲田二丁目一番八地先から 同市早稲田三丁目一〇番八地先まで		三郷市早稲田二丁目二番七地先から同市 早稲田三丁目一〇番八地先まで	区 間
三・〇〇〇七・五〇		三・〇〇〇三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四〇四・二〇		五六四・二〇	延長 (メートル)
	工事	国土交通省早稲田防災坂路整備	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

<p>三郷幸手自転車道線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市早稲田二丁目一〇番八地先まで</p>	<p>三郷市早稲田二丁目二番七地先から同市早稲田三丁目一〇番八地先まで</p> <p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル</p>	<p>備考</p> <p>平成二十三年三月十八日 付 崎玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で告 示した道路区域の供用開 始である。延長五六四・二</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

春日部久喜線	路線名
久喜市本町四丁目四〇三番一地从先から 同市本町四丁目四〇四番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十三年三月十八日 午前十時	供用開始の期日
平成二十三年二月二十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号で告示した区域の供用開始である。 延長七六・七八メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

<p>六万部久喜停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市下清久字鶴ノ谷三五番一地先から 同市上町六八二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月十八日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長八一四・八四メートル</p>	<p>備考 平成二十三年三月十一日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第三号で 告示した区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年十一月二日

指令川建セ第二二〇〇八八〇号

二 検査済証番号

平成二十三年三月十四日

川建セ第二二〇一三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字飯田字打越二九四番地、五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字飯田二九四番地四

阿部 陽子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年三月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

<p style="text-align: center;">十六号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 種 類</p>
<p style="text-align: center;">平 成 二 十 三 年 二 月 十 一 日</p>	<p style="text-align: center;">指 定 の 年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">五 九 埼 玉 県 入 間 市 大 字 下 藤 沢 字 山 ノ 神 三 四 八 〇 〇 ノ</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">三 七 ・ 〇 五 メ ー ト ル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)</p>
<p style="text-align: center;">六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年三月十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第秩 2号	番 指 号 定
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十三年二月 八日	指定の年月日
埼玉直秩父郡皆野町大字皆野字水押一四二番五	指 定 道 路 の 位 置
三十一・一四	指定道路の延長 (単位メートル)
四・二〇	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年九月二十一日

指令越建セ第二二〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二十三年三月十四日

越建セ第四六四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百七十九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目二番八号 グリーンコーポ二〇一号

細川 昭広

告 示

埼玉県病院事業告示第六号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表入院患者が百八十日を超えた日以降の入院の項中

一般病棟入院基本料七対

一入院基本料を算定する場合

を

一般病棟入院基本料七対一入院基本料及び専

門病院入院基本料七対一入院基本料を算定する場合

に改める。

同診療及び検査の項第五号中

埼玉県立がんセンター及び埼玉県立
小児医療センターのセカンドオピニ
オン（診断や治療方法について、主治
医以外の第三者の医師が提示する医
療上の意見）料金

を

埼玉県立循環器・呼吸器病センター、
埼玉県立がんセンター及び埼玉県立
小児医療センターのセカンドオピニ
オン（診断や治療方法について、主
治医以外の第三者の医師が提示する
医療上の意見）料金

に改める。

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年三月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ロ 教育局等職員の人事について
- ハ 教職員の人事について
- ニ その他

告示

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
考古資料	西別府祭祀遺跡出土品 一括	埼玉県熊谷市千代三 百二十九番地	熊谷市 (熊谷市教育 委員会)

告示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財	平方祇園祭のどろいんきよ行事	埼玉県上尾市平方	平方のどろいんきよ保存会

告示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十条第六項の規定により、次のとおり追加認定する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

種類	名称	所在地	保持団体
工芸技術	江戸木目込人形	埼玉県さいたま市岩槻区	岩槻江戸木目込人形技術保存会

告示

埼玉県教委告示第十八号

次の表の上欄に掲げる埼玉県指定天然記念物の名称を同表下欄のように改める。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

上欄	下欄				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1447 261 1536 588">名称</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="759 261 1447 588">両神村の福寿草群落 両神村三、二五三番地 (二〇〇坪)三、四四 〇番地(一二〇坪)五、 〇七三番地(三、〇〇 〇坪)五、二一一番地 (一〇〇坪)五、七四 四番地(二五〇坪)五、 七四五番地(二五〇 坪)八、四〇八番地(二 〇〇坪)</td></tr></tbody></table>	名称	両神村の福寿草群落 両神村三、二五三番地 (二〇〇坪)三、四四 〇番地(一二〇坪)五、 〇七三番地(三、〇〇 〇坪)五、二一一番地 (一〇〇坪)五、七四 四番地(二五〇坪)五、 七四五番地(二五〇 坪)八、四〇八番地(二 〇〇坪)	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1447 588 1536 911">指定年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="759 588 1447 911">昭和三十年十一月一日</td></tr></tbody></table>	指定年月日	昭和三十年十一月一日
名称					
両神村の福寿草群落 両神村三、二五三番地 (二〇〇坪)三、四四 〇番地(一二〇坪)五、 〇七三番地(三、〇〇 〇坪)五、二一一番地 (一〇〇坪)五、七四 四番地(二五〇坪)五、 七四五番地(二五〇 坪)八、四〇八番地(二 〇〇坪)					
指定年月日					
昭和三十年十一月一日					
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1447 911 1536 1324">名称</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="759 911 1447 1324">両神のフクジュソウ群落</td></tr></tbody></table>	名称	両神のフクジュソウ群落			
名称					
両神のフクジュソウ群落					

告示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

種類	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月日
天然記念物	上影森のカヤ一本	埼玉県秩父市上影森五百二番地	黒沢 尚	昭和十二年三月三十一日

告示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎

種類	名称	所在地	保持者	認定年月日
工芸技術	江戸木目込人形	埼玉県さいたま市岩槻区西原五番七号	鈴木 賢一	平成十六年三月二十三日
工芸技術	長板中型	埼玉県八潮市大字大瀬三百七十八番地一	初山 一之助	昭和四十四年六月三日

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年三月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十三年三月二十三日 午前十時

二 場所 埼玉教育会館三階 三〇五会議室

三 議題

イ 埼玉県知事選挙の政見放送について

ロ その他